

令和5年 第3回（定例）高 鍋 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和5年9月11日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和5年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

（一般質問通告一覧表）

順位	質 問 者	質 問 事 項 質 問 の 要 旨	質問の 相 手	備考
1	7 番 中村 末子	1. 住民サポートの有り方を問う ①住民サービスの考え方について。 ○人材育成の在り方についての考え方はどうか。 ○どこまでが住民サービスと捉えているのか。 ○子育てサポートの在り方の考え方で、直接サポートと間接サポートの区分けと連携について。 ○ごみ収集の在り方は検討できないのか。 ○総合相談窓口及び専門者配置の考え方について。 ②公営住宅の在り方について。 ○連帯保証人2名を廃止することは出来ないか。それに代わる身元引受人体制は出来ないか。 ○火事などの対応策はどうしてきたのか。 ③教育関連で、いじめ対策などについての考え方の先生方との共有認識はどこで形成するのか。 ○ソーシャルワーカー、地域連携等はどうしているのか。 ○基礎的な学力形成及び生活環境との考え方はどうか。 ○多様性について、特性があると言われていたが保護者との合意形成は出来ているのか。 ○食と地域と教育の在り方をどう考えているのか。 ○教育費の在り方をどう考えるのか。	町 長 教育長	

		2. 農業支援体制の方向性について ①役場職員のアルバイトとして、農業支援の在り方は検討できないか。 ②自動草刈り機などを配置して、農業者支援体制はできないか。 ③四季彩の村の在り方検討は出来ないか。 ④農業者以外の所有農地保全の在り方についての考え方はあるのか。	町 長 農業委員長	
2	6 番 兒玉 秀人	1. 町の施設や道路の命名について ①図書館や健康づくりセンター、野球場に個人、会社の名前がついているが、その効果はどのようなものか。 ②歴史と文教の町として、色々な施設や町道に偉人の名前を付けることができないか。例として、石井十次中央公園・秋月左都夫通りなど。 ③色々な公園や道路に高鍋町の偉人の名前で呼ばれることで、子どもたちの郷土に対する意識も変わるのではないか。	町 長 教育長	
		2. 認知症対応と介護手当について ①認知症高齢者見守り事業において行方不明者が出た場合、どのような対応を行っているのか。 ②認知症の方が行方不明にならない対応として、QRコードのシールやGPS、IoTの活用があるが、町として取り組めないか。 ③認知症の家族への支援として、介護者のつどいやオレンジカフェや自宅介護用品支給事業があるが、認知症等の在宅介護者への手当はできないか。	町 長	
		3. デマンド交通等について ①デマンド交通が開始されて約1年になるが、この期間の利用者数は伸びているのか。 ②デマンド交通についての成果や課題を踏まえて、今後どのように進めていくのか。 ③民間の力を活用した会員制のデマンド交通システムを作っていくことは、考えられないか。	町 長	

		4. 不登校と引きこもり支援について ①コロナ禍で不登校の児童生徒が増加したのではないかと考えるが、実態はどのようなものか。 ②不登校児童生徒については、様々な状況が考えられるが、その状況に応じた対応はなされているのか。 ③ヤングケアラーのために不登校になる場合も考えられるが、その把握はなされているのか。 ④不登校児童生徒への対応として担当者（スクールソーシャルワーカー）任せになっていることはないか。その児童生徒を中心にしたチームとしての対応が必要ではないか。 ⑤不登校やいじめ・体罰等について対面や電話で話をするのに抵抗を感じている児童生徒・保護者がいるのではないかと考えるが、子供の自殺の危機を伝える I T ツール「ランプス（RAMP S）」の活用はできないか。 ⑥不登校から引きこもりになる場合もあると考えられるが、引きこもりについての把握はなされているのか。 ⑦近年、一人暮らしの高齢者の引きこもりや女性の引きこもり等もあるが、町としてどのような対応を行っているのか。	町 長 教育長	
--	--	---	------------	--

		5. 熱中症対策について ①熱中症の死亡者が全国で1,000人を超えて、災害級の暑さになっているが、町の熱中症の対策は、どのように行われているのか。 ②学校においてはセンサーを設置し、熱中症について注意喚起を行っているところもあるが、町内の全学校や幼稚園・保育園への設置は考えられないか。 ③スポーツ少年団や部活動等への対応はどのように行われているのか。 ④役場内においても熱中症対策として給水器を置いて、水が飲めるようにすることはできないか。 ⑤熱中症対策として、暑さからの避難場所としてのクーリングシェルター指定はできないか。 ⑥高齢者の熱中症による死亡が報告されているが、町として高齢者への熱中症対策の呼びかけはなされているか。	町 長 教育長	
		6. 水害について ①急激な雨量の増加について、どのような対応が行われているのか。 ②大雨による家屋等の被害は、毎回、同じ地区の小範囲で発生しているのか。 ③小範囲における被害が出ないような対応はなされているのか。	町 長	
3	2 番 森崎 英明	1. 町道維持管理修繕について ①町長の施政方針でもある道路等未整備インフラ整備は、どのように行っているのか。 ②町道の側溝が土砂、雑草により埋もれて、道路や田畑に流出している。整備が必要と思うが。 ③町道維持管理の相当数補修工事についての予算計上の根拠を聞かせて頂きたい。	町 長	

		2. 東日本大震災を教訓に南海トラフ地震を想定した防災対策は ①地震対策として、小中学校の防災教育の取り組みについて聞かせて頂きたい。 ②大震災について、民間企業施設等との受援体制として、提携、協定について伺いたい。 ③防災行政無線スピーカーは何台設置してあるのか。 ④防災放送は、生命、安全をまもるために必要な緊急情報を伝える手段であるが、エリアごとに聞こえているのか。	町 長 教育長	
		3. 公民館負担軽減について ①自治公民館加入世帯数は何パーセントなのか。 ②地区加入率向上の支援について聞かせて頂きたい。	町 長 教育長	
		4. ヤンバルトサカヤスデの対策について ①防除について聞かせて頂きたい。 ②薬剤支給について聞かせて頂きたい。	町 長	
4	1 番 日高 正則	1. 道路の維持管理について ①高齢化により、町道の草刈り等むづかしい現状をどう認識されてるか、又、どのような支援が必要だと思っておられるか伺う。 ②令和2年度～令和4年度の町道の草刈り及び伐採の件数、金額について伺う。 ③道路愛護事業の内容と令和2年度～令和4年度の実績金額について伺う。 ④今後、町道の維持管理の考え方について伺う。	町 長	
		2. 空き家対策について ①町長の空き家対策の認識を伺う。 ②空き家対策計画の現状と効果について伺う。 ③高鍋町空き家バンクの取り組みについて伺う。 ④高鍋町空き家支援について伺う。 ⑤今後の空き家対策の進め方について伺う。	町 長	

出席議員（14名）

1 番 日高 正則君

2 番 森崎 英明君

3 番	橋	重文君	5 番	春成	勇君
6 番	兒玉	秀人君	7 番	中村	末子君
8 番	田中	義基君	10 番	森	弘道君
11 番	加藤	秀文君	12 番	檜原	富子君
13 番	松岡	信博君	14 番	緒方	直樹君
15 番	古川	誠君	16 番	永友	良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
 議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	島埜内 遵君	農業委員会会長	坂本 弘志君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		野中 康弘君	
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君		
会計管理者兼会計課長		鳥取 和弘君	
町民生活課長	日高 茂利君	健康保険課長	濱本 生代君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君		

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、7番、中村末子議員の質問を許します。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。おはようございます。日本共産党の中村末子が

2項目について質問を行います。今回も6月議会での一般質問の内容をより身近に、深く町政の在り方をお聞きし、方向性について提案を含め、住民が主人公の町政実現に向けての質問を行いたいと思います。

国は重層的に住民の暮らしを支える手段としての方向性を定めました、自治体で実現するには、予算も人員も確保できないのが現実です。

そこでお伺いします。重層的に住民をサポートする体制は構築できたのでしょうか。国が求めるもの、自治体で行わなければならない課題などの整理はできているのか、まずお伺いしたいと思います。

この事業を始めるに当たり、一番は人材の育成であり、対応者一人一人の方向性が一致していなければ進むことはできませんが、そのための人材育成はどのように行ってきたのか。ここに一つの事例において、どのような方向性及び体制を構築するのかを答弁していただき、あとは、住民サポートの体制として、発言者席から様々な観点から質問を展開したいと思います。

私のところへ親子3人が助けてほしいと相談がありました。小学生2人を抱えたシングルマザーです。しかし、どのような支援が必要なのか。まず、住宅を確保し、滞納している様々なお金をどのような方向性で解決できるのかを探り、福祉課をはじめ税務課、教育総務課、建設管理課、社会福祉協議会、個人を巻き込み頑張ってまいりました。しかし、様々な試練があり、結局は元の木阿弥となりました。

私はこの中から学んだことは、重層的支援の難しさを知りました。しかし、一つだけ確立できたのは、仕事をさせ続けてこれたことです。生活をする上で生活保護という選択もありますが、まず働き、生活基盤をつくる努力をすること、させることが第一歩であることが分かりました。

また、学校教育の中で多様性があり、その捉えが一人一人違うことです。これでは、教育現場で働く教師をはじめ支援員、事務員など、対応できる能力を身につけざるを得ません。それを総合的に判断することは、今の体制で可能なのかお伺いします。

また、今回の事案で公営住宅を準備していただきました。入居するには様々な要件をクリアしなければなりません。まず、連帯保証人が必要となり、かなりハードルが高いと言わざるを得ません。このハードルを低くすることはできないものかをまず確認をします。

また、公営住宅も古いところでは網戸もつけられず、やむなく開け放しての生活ができないとか、現代生活とはかけ離れた環境があります。空き家が多い理由の一つではないかと考えますがどうでしょうか。

また、学校内部でのいじめの観念が大きく変わりました。私には何でもない言葉が、聞く立場で違うことや、夜更かしをして朝起きれず、学校を休ませるためにうそをつくことが、結果的にいじめとも取れる行動を周りがしてしまうことも分かりました。PTAはこの問題にどう取り組み、方向性はどのように導き出しているのでしょうか。多様性、特性があるなどの言葉からすると、一人一人違います。それをクラス編成を行うのであれば、

20人学級が妥当なのかと考えます。

現在の学校の教員にはなりたくない人が多いそうです。多分、社会のありようが大きく作用しているのではないかと考えますが、どうでしょうか。

次に、農業支援体制の方向性をお伺いします。

農業者、農業後継者不足が言われています。また、耕作放棄地の問題、相続者が農業をしていないなどの問題を抱えて、第1次産業としての面目は壊れつつあります。今年は稲刈りの時期に台風が到来し、稲刈りを諦めた田んぼも少ないですが、あるようです。

そこでお伺いします。役場職員の働き方を改善し、社会貢献などで実践活動の一環として農業経験をしてもらい、それを仕事に生かせる方法は取れないものか、まずお伺いします。

以上、登壇しての質問を終了し、住民サポートの在り方、農業支援体制の方向性の残り部分については、発言者席にてお伺いをしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

まず、重層的に住民をサポートする体制の構築についてでございますが、国においては、高齢者、障害者、子ども、それぞれの分野の枠組みの中で包括的支援体制の整備を進めてきたところですが、近年、問題が顕在化している複雑化・複合化した課題や制度のはざまの場合、対象者別の制度や特定の機関だけでは対応できないため、制度の縦割りを包括化していく戦略として、令和3年4月に重層的支援体制整備事業を創設しました。

本町におきましては、令和4年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を高鍋町社会福祉協議会に委託し実施しており、包括的な支援体制の整備に向け、対象者の属性を問わない相談支援、身近な圏域で相談を受け止める参加支援、地域住民等の主体的な課題解決を図る地域づくりに向けた取組を進めております。

なお、御指摘のとおり、本事業の実施に当たっては、人材育成は極めて重要であり、また対応者一人一人の意識、方向性が一致していなければ適切な支援はできないと考えております。そのため、支援に当たっては、福祉課、健康保険課、教育総務課と子ども家庭支援センター「みらい」、障がい者基幹相談支援センター、母子健康包括支援センター「オヤトコ」などの各支援拠点による毎月の定例会議のほか、関係機関職員による個別ケース会議を随時開催し、情報の共有化を図っております。また、県が開催する研修会等への積極的な参加や、日々の業務における経験の中で職員個々のスキルアップに努めているところでございます。

そのほか、重層的支援体制整備事業への移行準備事業の中で、本事業の共通理解を図り、方向性を考えていくための研修会を実施しております。

次に、公営住宅につきましては、連帯保証人は家賃の支払いが滞り、入居者が支払い義務を果たせない場合、連帯保証人に家賃を請求することで収納率の向上を図っていることや、入居者が亡くなった場合の連絡先としても連帯保証人を立てていただく必要がござい

ます。

空き家が増えている理由につきましては、人口減少などで公営住宅を希望する方が少なくなっていることが考えられます。

次に、職員が農業経験をするということについてでございますが、令和4年度における食料自給率がカロリーベースで38%と低調傾向にある中、また、議員が御心配されていまして、農業経営が厳しい環境にさらされている中、我が国の食の根幹を支える農業を支援していくことの重要性は十分理解いたしております。

一方、議員からの御提案のありました、職員が勤務時間内で農業経験をするに関しましては、地方公務員法上の制約もあり、現時点で実施を実現することは不可能であります。

現在、国の主導で公務員の働き方が大きく見直されているところですが、その中で仮に法改正に併せ、そのような取組を後押しするような制度が地方公共団体で常態的に運用されるようになりましたら、その時点で検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。おはようございます。

まず、教師や支援員の能力を高める取組についてですが、児童生徒一人一人への深い愛情と理解をベースに魅力ある教職員になることを期待しております。そのため、先生方自身が向上心と情熱を持ち、謙虚に学ぶ姿勢を持つことが大切であると指導しているところでございます。

本町では、教職員の主体的な学びを支える環境づくりを進めていくことを目的として、たかなべ学校エンパワー事業を展開しておりますが、この中に教員アップグレード研修というものを行っております。これは、現場で役立つ様々な研修を通して、使命感を養い、実践指導力や幅広い知見を習得し、教育現場での対応力向上を期待しているところでございます。

次に、いじめに関する問題についてですが、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものをいじめと捉えております。

いじめ問題は、全ての学校、教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であります。いじめをなくすため、まずは個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立つとともに、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学び、生き生きとした学校生活を送れるような安心できる教室環境づくりが大切であると考えております。

また、いじめを含む様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応が重要です。関係機関との連携を図りながら、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていくこととしております。

さらに、家庭、学校、地域社会など、子どもの教育に関わる全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たすことが重要でありますので、コミュニティ・スクール活動や

P T A活動、家庭教育学級の充実・強化を図っているところでございます。特にP T A活動に関しましては、定期的にP T A会長に集まっていただき、学校の現状や課題等について情報提供、意見交換を実施しているところでございます。

最後に、教員志望者が減少していることについてですが、議員が申されるとおり、学校現場における労働環境が年々厳しくなっていることが影響しているものと認識しております。長時間の勤務体制、多様性・特性のある子どもへの対応、保護者対応など、教員の業務が増えています。昨今、教員の働き方改革が進んでおりますが、改善されるのは、まだまだ時間がかかるものと考えております。

このような状況を踏まえ、先ほども申しましたが、たかなべ学校エンパワー事業を積極的に展開し、高鍋で学びたい、働きたい、育てたいと思う学校づくりを目指しているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 住民サービスはどこまでと捉えているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

住民サービスについてでございますが、一般的には、様々な法令や社会需要に基づき、住民の皆様が安心して生活を送ることができるために求められる、基本的・基礎的なサービスの提供がその範囲であると捉えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 出生届は、出すまで一定期間猶予があるんですけれども、死亡の場合はそうはいきません。窓口対応はどうなっているのでしょうか。死亡した場合、保険証などの返還及び葬祭費等の申告、年金受給変更など、死亡すると様々な手続があるので、そこまで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。死亡の届出に関しましては、戸籍法第86条の規定によりまして、通常は、死亡の事実を知った日から7日以内に届け出ることとされております。死亡の届出があった場合には、町民生活課で記載事項等を確認した上で、火葬許可証を交付いたしまして、住民票の消除、戸籍の修正を行っておるところでございます。

また、死亡に伴う各種の手続につきまして、必要となる関係課へ住民異動届の写しを共有いたしまして、事務の連携を図っているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） また、相続などにおいては、原戸籍が必要なんですけれども、令和5年に施行予定の改正戸籍法においては、どのように変更されているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。今回の改正戸籍法の施行によりまして、いわゆる広域交付が可能となります。従来は、戸籍証明書の取得につきましては本籍地のみに限られておりましたが、改正戸籍法が施行されることで、居住地や最寄りの市区町村など、本籍地以外の戸籍担当窓口でも戸籍証明書を取得できるようになること。また、相続手続に必要な出生から死亡までの戸籍につきましても、複数の本籍地の戸籍を一括して申請取得できるようになるなど、申請者にとって利便性が高まるとされております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） このように戸籍は生活の根幹をなすものです。ここから見えるものは、住民生活において誰がどこにいてどのような生活をしているのかは、漠然とはしていますが、ある程度見えてくると思います。

そこでお伺いします。個人情報の共有についてはどこまで許されているのか。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。出生や死亡、住所異動等があった場合がございますが、関係する部署へ住民異動届の写しによりまして、異動情報を共有しているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） また、町民生活課においては、ごみなどの環境もその中にあります。高齢化が進み、ごみ出しも容易でない住民が増加しています。その対応策はどのように話し合ってきているかお伺いします。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。高齢者等のごみ出し支援に関してでございますが、本年6月の一般質問におきまして、健康保険課長からお答えをしておりますが、家庭ごみを最寄りのごみステーションへ搬出することが困難な場合の対応といたしまして、高齢者お助けボランティアによる支援検討が行われているところでございます。

町民生活課といたしましても、ごみステーションの利用状況等に応じまして、地区等と集積箇所についての協議を行うこともあり、状況によってはステーションの設置場所の移動を行う場合もございます。

高齢化等に伴いまして、ごみ出しに関する相談も増えていくことが予想されますので、引き続き各地区や関係課等とも連携し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 川南では戸別収集なんだそうですね。高鍋町では住宅が密集していることありますが、収集場所を増加することでの町負担はどのくらいと判断されているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。現在、高鍋町内には約900か所のごみ集積所が設置されております。それらの集積所に出されたごみの収集運搬に要する経費で

ございますが、今年度は当初予算ベースで4,897万2,000円となっております。

現時点で集積所の増設等を予定しておりませんことから、負担額等について具体的な試算は行っておりません。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。これはお願いですが、現在、ごみの収集、集積場所に関しては、公民館長が出すことになっているそうでございます。しかし、これを個人の方からやはり動けないということがあれば、その個人の方の要望についても検討していただくように、これは要望でございますので、答弁は要りません。

外国から見ると、日本はまだ使えるものをごみとして出すことにびっくりされているようです。社会福祉協議会では、家を処分したりする際に、まだ使える物品については保管し、必要な方へ再配分することもされています。そのことで喜ばれているようですが、4Rと言われるように、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルをより身近な自分環境を考えることとして、町民への啓発活動だけでなく、実施していただく環境をどのように構築してきたのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。廃棄物やリサイクルに関する啓発活動といたしまして、ごみ排出量の現状を町の広報紙やホームページ等で定期的に周知しておりますほか、地区や団体による研修会等におきまして、ごみの減量やリサイクルに関する出前講座などを実施してきております。

また、昨年度から高鍋高校の生活文化科が地域探究学習といたしまして、ごみ問題をテーマとした調査や研究活動を進められております。町としましても、一緒に取り組んでいるところでございます。

その他、空き缶や空き瓶回収などリサイクル活動に取り組まれている地区や団体等もありますことから、継続的な啓発活動によって、町民等による活動の実績も出ております。

リサイクルに取り組む環境は徐々に構築されてきているものと受け止めております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） そのためには保管場所も必要です。もし社会福祉協議会が本格的に指導するならば、場所を含め何らかの予算措置が必要となると考えますがどうか。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。家電のリユースの取組についてでございますが、高鍋町社会福祉協議会が自主事業として本格的に実施する意向を示された時点において、町のほうといたしましても、実施の要領や予算措置等について協議したいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） また、独り暮らしの方がお亡くなりになると、遺品整理も出てま

います。社会福祉協議会は、お墓の管理は現在されているようなんですけれども、遺品整理にはどのような資格が必要なのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。遺品整理についてでございますが、御遺族により行われることが一般的で、資格は不要となっています。しかしながら、高齢化の急速な進展、核家族化に代表される社会変容等に伴い、御遺族だけでは整理できないなどの社会背景を受けまして、近年、遺品整理業への需要が高まっており、事業者数も年々増加しているようです。

そのような状況から、遺品の整理に関する専門的知識を習得し、適切な対応を行うための資格として、一般財団法人遺品整理士認定協会が認定する遺品整理士や一般社団法人日本遺品整理協会が認定する遺品整理アドバイザーなど民間の資格があるようです。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 宮崎県にも何団体と言うべきなのか、何事業者と言うべきなのか分かりませんが、遺品整理の会社があるようです。

そこでお伺いしたいんですが、先ほども申し上げましたけれども、これを社会福祉協議会の自主事業として立ち上げることはできないのか。その辺はどのようにアドバイスをされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。現時点において、こういう遺品整理業の方にお世話になるような状態というか、例えば亡くなられてその家を片づけなければいけない。そういったときにこういう業者をお願いして、後の片付けをするというような状況になりますと、結構お金とかの余裕がまだある方でないと頼まれないような状況がありまして、実際、福祉課のほうにもそういった相談というよりは、お金がなくてその後片づけを結局どうするかというようなところの相談のほうが多いようです。

ただ、実際、今、社会福祉協議会のほうが、そういった片づけに行ったお宅から、まだまだ使えるようなエアコンだとか冷蔵庫だとか、そういったものを現在ストックして、次の必要な方に利用していただくというような取組はやっているところではあるんですが、やはりそれを本格的に事業として実施する場合には、例えば家電を持ってきて、その家電がちゃんと使えるのかどうかとか、設置して実際は動かなかったから、後でリサイクル処理料が要りますよとか、いろいろ問題がある部分もありますので、これ非常に喜ばれている事業なので、何とか前向きに進めたいとは考えているところではありますが、現在のところ、この遺品整理業として、一般廃棄物処理業者だとかそういったところがやっているのが一般的なんですけど、ある程度そういう知識というか資格というか、いろいろないと、本格的にやっていくのは難しいのかなという部分もありますので、今後前向きに検討していきたいと思います。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 遺品整理業をされている方へお話をお伺いしました。その方のお話によると、やはりどうしても町とか社会福祉協議会でやるには限界もあるというふうにおっしゃいました。

その理由は、例えば引き出しの中にお金が残っていたとか、預金通帳が残っていてそのままになっているとか、誰が相続したか分からないとか、そういうことも多々あるようです。だから、そういうことも含めてですね。しかし、先ほども答弁がありましたけれども、ほとんど社会福祉協議会に御相談される一番大きな理由というのは、お金がない方がたくさんいらっしゃるということなんですね。やはりそこをしっかりと私たちが有効な活用ができないかということも含めて、社会福祉協議会とこれから力を合わせて、どうしたらいいのかというところを話し合いをしていただけたらと思っております。

次に、子育てサポートに移りたいと思います。核家族を含め子が先んじていることで、社会性が身につかない環境となっているようです。その捉えはどのようにしておられますか。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。社会性とは、人が社会集団の一員として生きていく上で必要な資質であり、子どもにとっての社会性とは、自分の気持ちを伝える、相手の言うことを聞くなどのコミュニケーション能力とともに、他者を思いやる心を身につけることだと認識しております。

幼稚園や保育園、小中学校等において集団生活を送る中で、大人との関わりとは違う友達同士のコミュニケーションを学び、思いどおりにいかないことや失敗を繰り返しながら社会性を身につけていくわけですが、その中で不適応や不登校などの状況に陥るケースも見受けられます。

その要因は様々だと思いますが、子ども家庭支援センター「みらい」やスクールソーシャルワーカー、まちなかコラボなど、関係機関同士で情報の共有を図りながら、状況の把握及び支援に努めているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 今はほとんどが福祉的分野からの答弁であったと思います。親にとって子どもの成長は楽しみでもあり、不安でもあります。社会性をしっかりと学びの中に入れておかないと、学校では優等生であっても、社会に出て失敗し、ひきこもりがちになり、親もどうしようもないところまで追い込まれてしまいます。相談の中で一番アドバイスのしようのない事案なのです。このような場合、相談できる体制は整っているのかどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。ひきこもり支援体制についてでございますけれど

も、ひきこもり状態にある方やその家族の方々は、ひきこもりに至った原因や過程、引き籠もっている期間、抱えている生活課題などが様々であることから、必要となる支援も状況によって異なってまいります。福祉・保健部局を中心に、関係機関が連携して支援に取り組む必要があると考えております。

本町においては、ひきこもり相談窓口を福祉課に設置し、総合相談支援センター「架け橋」及び県の児湯福祉事務所にアウトリーチ支援員等を配置しておりますので、そういった関係機関と連携しながら対応することとしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 教育委員会のほうでは、どのようなお話しがなされているのか。そこだけちょっと、質問の中にはないんですが、よろしく答弁をお願いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。ひきこもり支援ということで、小中学生以外の支援といったことは、うちでは話してはおりません。小中学校だけです。

○7 番（中村 末子君） 小中学校だけ。じゃあ、いいです。それだけを答弁してください。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。お答えいたします。

一応学校主導でやっているんですけども、学校で対応できない場合はうちのほうに相談頂いて、あとスクールソーシャルワーカーが、なかなか今学校のほうから直接家庭への働きかけというのが難しい状況になっていきますので、スクールソーシャルワーカーを中心に、また先ほどありましたけども、みらいさんとも連携をしながら家庭への働きかけを行っているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 高鍋はスクールソーシャルワーカーを配置してきちんとそうやって対応していただいているということを私は誇りに思っているところでございます。親にとって子どもの成長は楽しみでもあり不安でもあり、社会性をしっかりと学びの中に入れておかないとって先ほど言いましたよね。先ほどやはり相談できる体制、これは学校では整っているのかどうか。そこだけちょっとお伺いします。スクールソーシャルワーカー以外。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。しっかり整っております。大丈夫です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 7 番。現代社会の子どもは赤ちゃんのときからスマホに子守りされているそうです。ゲーム等を小さいときからしていると、後になって取り返しのつかない状況が出ているようです。例えばスマホを取り上げると泣くので、与えている親もあ

るそうです。祖父母も分かっているにしても注意することは難しいようで、悩みが寄せられているところでございます。子育てに関してどのような支援を行っているのか、具体的に答弁を求めたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。御指摘のとおり、赤ちゃん時のスマホによる子守りは、赤ちゃんとの基本的信頼感や脳の発達・発育を阻害するおそれがあります。また、テレビやDVD、スマホなどのメディアに長時間接触することは、赤ちゃんから2歳までの時期は、特に視力や運動能力などの健全な発達に悪影響を及ぼすと言われております。そのため本町では、健康づくりセンターで実施している乳幼児健診において、問診での聞き取り項目を加え、状況を把握するとともに、スマホによる子守りや乳幼児に対するメディア漬けの予防について、面談時に注意喚起を行うほか、チラシを配布し、啓発しているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 早寝早起きは原則なんですが、夜の10時過ぎまでテレビを見たりゲームをしていて、朝起きれない子どもがいるようです。前回もお聞きしましたが、学校での調査をされていますか、データ化はできているのか確認します。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。小中学校の養護教諭で構成される養護教諭部会というのがあるんですけども、その部会の中で、小学校4年生から中学校3年生までを対象とした生活に関するアンケート調査を毎年実施をしております。その中に1日どれくらいの時間、テレビやゲームなどのメディアに接しているかという調査項目があるんですけども、1日当たりの目安となっております、2時間以上と答えた割合が、小学生が42%、中学生が62%でございました。

また、これから学校では、学習用タブレットの持ち帰りが本格的に進んでいくことになるんですけども、そうするとまたこの割合はさらに高まるものというふうに思っておりますので、改めて子どもたちと保護者に対して、正しいメディアとの接し方について指導・啓発を行っていく必要があるというふうに考えております。

一方で、中学校3年生、小学校6年生を対象とした全国学力・習慣等調査というのがあるんですけども、その中で毎日同じくらいの時間に起きているかという調査項目があるんですけども、そこで起きているというふうに回答した割合は、小学校が91.8%、中学校は94.3%と、いずれも県と全国の平均を上回る高い割合というふうになっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） また、早い段階で成長が心配な子どもさんについて、6か月・1歳・3歳児健診時におけるデータ保管は、親と共通認識されているのかお伺いします。例えば母子手帳は一生利用するものですが、どのような状況で育ったのかを親と子どもで

認識を語り合うなどのことは行われているのかどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。お答えいたします。

3・4か月児及び9・10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、医師による発達段階に応じた疾病の早期発見のほか、保健師、助産師、管理栄養士による個別指導や相談などによる支援を行っております。

また、1歳6か月児・3歳児健診では、歯科医師による歯科健診を併せて実施しております。加えて3歳児健診では、視能訓練士による視覚検査、公認心理師による心理相談を行っているほか、6か月児及び2歳児相談を実施し、母子の健康づくり、子育て支援を行っております。

このように継続的に疾病、発育・発達や育児の状況を確認し、支援を行う中で、乳幼児の状況に合わせて言葉の教室や遊びの教室への参加を促したり、宮崎県中央障害者支援センター、宮崎市総合発達支援センターなど専門機関と連携し支援を実施しており、乳幼児の発育・発達について、保護者との認識を共有するよう努めているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私は議員になった当初からブックスタート事業の提案をしてまいりましたが、現在はどうなっているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。ブックスタート事業は、ゼロ歳児健診などの機会に、赤ちゃんとその保護者に絵本を開く楽しい体験と絵本をセットでプレゼントする活動で、本町においては、現時点で導入の予定はありませんが、別の事業として、本年度から乳幼児読み聞かせ絵本配布事業を実施いたします。本事業は、それぞれのお子様の名前が入ったパーソナル知育絵本をプレゼントし、乳幼児が絵本に触れ合うきっかけづくりや親子の絵本読み聞かせを通じたコミュニケーションの促進を図ることを目指すものです。現在、10月から絵本を配布できるよう準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） やはり親が子どもに本を読んで聞かせるというのはすごく重要な第一歩です。このことを通して親子の絆を深めていきながら、そして何が大切で何をのけていかなければならないかということを知ること大切だと思いますので、ぜひブックスタート事業と併せて、今答弁がありましたような方向性でしっかりとさせていただきたいと思っております。

ここで重要なのは役場、いわゆる自治体が直接行うサポート事業はどれぐらいあるかなんです。幾らあるでしょうか。具体例を示していただきたいと思います。できれば一覧表もあるといいんですが、よろしくお願いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。福祉課が所管する子ども・子育てに係る事業について、直接行うサポート事業ということですのでけれども、町の直営事業ということで答弁させていただきます。

町立わかば保育園における保育事業、また延長保育、一時保育事業、それから児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給、子ども医療費・ひとり親家庭医療費助成事業が主な事業となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 以前は言葉の教室も、小さいとき保育園なんかでやっていたんですけど、また今学校に返ってきている状況もありますけれども、やはり言葉の教室をはじめいろんな学びの前段階というのをしっかりと教育総務課のほうと連携をしていながら、健康保険課、そして福祉課との連携を重層的に進めていただくよう、これをお願いしたいと思います。

そこで提案なんですけれども、6月議会でも申し上げましたけれども、24時間365日相談できるSOS相談窓口はできないものなんでしょうか。今、AIを取り入れる自治体もあります。しかし、何といっても高鍋町に特化した情報は、職員の皆さんが多く持っていらっしゃると思います。それを持ち寄り、データ化した内容から住民相談を特定し、素早く対応できるようにしたらどうでしょうか。町長、お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

24時間365日相談できる窓口の設置についてでございますが、6月議会でもお答えいたしましたとおり、現時点では福祉、医療、教育など、あらゆる行政分野が年々、複雑・高度・多様化していく中、また限られた職員数の中で、議員から御提案のあったような窓口を設置することは困難であり、将来の行政を取り巻く環境の対応に応じて検討を要するかどうか判断すべきものと考えております。

次に、情報の集約化及び活用についてでございますが、AIを活用した情報の提供あるいは比較的簡易な相談受付及び回答は技術的に可能ですが、例えばその背景が複雑かつ各部署の専門性が問われるような相談にあつては、現時点では各部署、場合によっては、複数の部署が横断的に対応する現行の方法が最適であると判断いたしております。

現在、多くの地方公共団体が進化し続けているテクノロジーを積極的に活用している中で、本町においても多様な検討を重ねながら、町民の皆様が今後も安心して生活を送ることができるための体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今の町長の答弁からすると、できないんだけど、できる方向性を何とか探っていきたいという答弁だったと私は思っております。ぜひ思っておるんじゃないくて、できれば一歩前進をしていただくように要望したいと思います。

次に、公営住宅の在り方について、連帯保証人制度廃止についてはできないと答弁がありましたけれども、連帯保証人制度に固執する要因は何でしょうか。身元引受人でいけない理由は何なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。入居者が亡くなった場合など身元引受人としての側面もございますので、連帯保証人を立てていただいているところでございます。確かに、近年、連帯保証人を立てるのが困難な状況も多くなってきております。県は、近々連帯保証人をなくすとも聞いておりますので、今後は、県や近隣市町村の動向を参考にしながら検討していく必要があると考えております。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 県内でも連帯保証人を持たない自治体というのは多くなってきているということをここで御報告を申し上げたいと思います。

高鍋は昨年に2件の火事が発生しました。その原因についてはどのようなものだったのか、調査結果をお願いしたいと思います。公営住宅の火事ですね。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。2件とも火の不始末だと伺っております。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 2件の事例で困ったことは、流水被害と延焼だったんですね。外壁は高鍋町の火災保険で対応できるんですけれども、内部については、延焼及び消火水害については補償されないということを私は聞いております。

この2件を考えると、火災は事前に防げた可能性があることが分かりました。1件はごみの散乱、1件は室内でカセットガスを常時使用していたことだそうです。恐らくほかの住民は気がついていても、役場に何も言えていなかったのではないかと思います。役場とそこに住む住民とのコミュニケーション不足によるものと考えますが、どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。ごみ等の関係につきましては、ベランダにごみが散乱している場合や近隣住民からの通報があった場合、担当職員が訪問して片づけるよう指導をしているところでございます。今回の火災が発生したところについても、口頭による指導を行ったところでございますが、改善が見られなかったというところでございます。

もう一件のほうにつきましては、結果としてカセットコンロが多かったみたいですけど、そこまでは把握はしておりませんでした。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） その後、個別に火災保険加入促進を図られたようなんですけれども、加入状況はどうでしょうか。啓発活動の内容をお知らせ願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。新たに入居される際には、任意での家財保険への加入をお願いしております。また、現入居者に関しましては、収入認定通知書や納付通知書を送付する際に文書を同封しております。その後、入居者や保険会社より住居の床面積の問合せ等がございました。加入件数については把握しておりませんが、保険加入者は増えているものと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 次に、教育問題に移りたいと思います。

今学校で、特性があるなどの言葉で腫れ物に触るような教育環境であるように思えてなりません、どうでしょうか。特性とは何を基準に判断されるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。子どもの特性とは、本人が無意識に自然と選んでいる言動や思考、感情や行動のパターンのことでございます。つまり特性とは、頭、心、体の無意識な癖といえます。子どもの特性を知ることは、その子の個性を理解することと認識しております。言うまでもなく、全ての子ども一人一人が異なる特性を持っておりますけれども、学校現場では、主に特別支援教育の場面において、この特性という言葉をよく使っております。

特性の判断基準についてでございますけれども、一言で申し上げますと、その子どもが学校生活において、どういった場面でどのような困り事が生じているかということになります。例えばADHD、注意欠如多動症の場合、主に不注意、多動性、衝動性等による特性によって、また、アスペルガー症候群を含むASD、自閉スペクトラム症は、社会性やコミュニケーション能力、創造力が欠如している特性等により、学校生活において困り事が生じていることが少なくありませんので、このような特性を持つ子どもさんの指導対応の場面で、それぞれの特性に応じた合理的な配慮を行うことによって、安心した学校生活を送れるよう努めているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今答弁がありましたように、特性というか、障害というか、私はちょっとどちらの言葉が適切なのか分かりませんが、どちらの問題についても、やはり障害がある、特性があるということについては、それに対応できる先生の実力というのは一番問われる状況なんですね。だから、その状況を知らないと、なかなか次に行けない。疾病は薬を飲んだり、いろんな手術をしたりすれば、疾病は治りますけれども、特性というのは治すことはできません。これは本人と家族の努力によって、そして障害は根本的にやはりきちんと治らないけれども、それを生かした形での行動というか、それができるような私たちが指導をしていくというのが一番大切だと思いますので、そのところ履き違えていかないように、疾病とは違うんだということの認識を、これ全ての方にできれば持っていただけたらというふうに思います。

学校に行けない、行きたくないといっても、9か年の義務教育を終えれば、高校、大学

等を卒業しても、社会人として生きていかなければなりません。障害のある人でも成功事例はあるようなんですけれども、ゼロ%からすると1割にも満たないようです。どうになるだろうでは、結局親が一生抱えて生きなければなりません。そのことをきちんと捉え、知らしめることは、義務教育の中ではどのような対応がなされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。まず、一人前の人間としての自立の意識を養うことが義務教育の大きな責務の一つだというふうに認識をしております。不登校の要因、背景によっては、福祉や医療機関と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で、適切な支援や働きかけを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠でございます。

その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要だと認識しておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、以前と違って、なかなか学校から直接家庭への働きかけを行うことが難しくなっているのが現状でございます。

そこで、本町では学校からの依頼を受けまして、独自に配置しておりますスクールソーシャルワーカーが訪問型の支援を行い、子ども家庭支援センター「みらい」をはじめとする関係機関と連携しながら、保護者への様々な情報提供や個々の状況に応じた働きかけを行うなどして対応しているところでございます。

それから、2017年に施行されました教育機会確保法の中では、市町村の責務として、不登校で勉強の機会を失ってしまった児童生徒に対しては、学校復帰ばかりではなく、社会的自立を目指すために必要となる、それぞれの子どもに合った学習環境を保障することが規定されたところでございます。

本町では、スクールソーシャルワーカーによる支援を切り口として、教育支援センター「なでしこルーム」への通級につなげているケースが多くございまして、なでしこルームのほうでは4名の指導員の下、学習活動を中心に子どもたちは毎日頑張っているところでございます。

学校に復帰できるようになった子どもさんもおられますけれども、中学校卒業までそこで過ごす生徒さんも少なくありません。学校と連携して進路指導も行っておりまして、ほとんどの生徒さんが自発的に高校へ進学しているという現状になっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 文科省のほうでやっぱり努力していただきたいということで、県下に一つぐらいは夜間中学、いわゆる中学校まできちんと受けられなかった大人たちが学校に行けるように、夜間中学を設けていただきたいということで、宮崎県でもできました、確かに。宮崎県に1つではなく、やはり多くの子どもさんが抱えている悩み、大人が抱え

ている悩み、それをしっかりと私たちは捉えていきながら社会性を身につけ、本当に国民の一人として自分の責務というのは何なのかということをしつかりと考えてもらえるような生徒指導というのに取り組んでいただけるように、それをお願いをしたいと思います。

6月でもお聞きしたんですけれども、基礎学力とは一体何なんでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。基礎学力とは、読み、書き、計算など様々な学習の基礎となる知識や能力のことをいいます。

なお、現在の学習指導要領においては、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい学力としての確かな学力の育成が求められております。

確かな学力とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等まで含めたものであり、個性を生かす教育の中で育むこととされているところでございます。以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） しかし、実際は6桁の足し算・引き算どころか、収入から考えて使うお金の計算ができない人がたくさんいるのにはびっくりします。安易にお金を借りる。返せないでブラックリストにという話は数多くあります。小中学生できちんと学べなかった人たちが大きくなり、結局は身の破滅を招くことになる人も大勢いますが、将来のことは知らないという姿勢での学びを、小中学生では教えているのではと疑問視されますが、どうでしょうか。この6桁の足し算・引き算というのが、紙の上でできない、ペーパーの上でできない一番大きな理由は、今携帯で簡単にできる、計算機で簡単にできるということもあり、やはりできないんだろうというふうに私は思っておりますけれども、その辺の捉えを踏まえて、疑問視をしているところ、お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。2020年3月に文科省のほうから公示された学習指導要領では、生きる力を育む理念を実現するために改訂されております。人工知能の普及やインターネットの生活への浸透により、社会や生活が大きく変わると予想される時代に、変化を前向きに受け止め、人生をより豊かにしていくためにどうすべきか、主体的に考え出すことができる力を生きる力と呼んでおります。

学習指導要領の総則では、児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、キャリア教育の充実を図ることが明記をされておまして、本町の小中学校においても、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育として、キャリア教育のほうを推進しております。

具体的に申しますと、児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に係る諸活動について、特別活動の学級活動を中心として、各教科等を行き来し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよ

う工夫されたキャリア・パスポートという個人ごとのファイルがございまして、これを活用しながらキャリア教育を行っているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） また、基礎学力ができないのを、まるで教育現場の責任とおぼしき発言が保護者の間であるようです。小さいときはゲームで子守り、大きくなったら携帯で遊ぶ様相があるんですけれども、この問題解決はどのようにしたらできるとお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。基礎学力として確かな学力を身につけるためには、学校における授業力向上はもちろんでありますけども、家庭学習の充実が必要となります。

実際、今年度の全国学力・学習状況調査の結果からも、昨年に引き続き、家庭学習における計画性や時間等に課題があることが確認できたところでございます。この課題解決に向け、各学校のPTA会長さんとの意見交換会、それから各学校における参観日での懇親会、学校運営協議会や家庭教育学級等でも子どもたちの学力の現状や課題について情報提供を行い、家庭学習の重要性、家庭教育の大切さについて理解してもらうよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） このような矛盾とも言える状況解決の策はお持ちなんでしょうか。先生方でこのことの話合いは、どこでどうなされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。先ほど申しました本町特有の課題であります、家庭学習における計画性や時間が全国平均よりかなり低い数値となっていることにつきましては、各学校を通じて全ての教職員で共通理解を図るよう、機会あるごとに指導を行っております。

また一方で、学力向上のために、先生方や生活支援の資質を高めることも喫緊の課題となっておりますので、教職員が自ら向上しようとする姿勢を支援するために、たかなべ学校エンパワー事業で教職員の主体的な学びを支える環境づくりを進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、今年6月にはAI学習ドリル「Q u b e n a（キビナ）」の開発者である神野氏による令和の日本型教育の実現に向けてという研修を、それから8月には、宮崎県中央発達障害者支援センターの水野センター長による発達障害の特性理解と対応といった研修を実施しております。

こういった研修を通して、先生方や生活支援員の皆様方が学校教育に関わる使命感を養

い、実践指導力や幅広い知見を習得できることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先生がいろんなケースごとにどのように解決を導くのか、ケースごとの会議は行われているのでしょうか。学校では、この言葉や行動については、してはいけないことについてはあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。まず、ケースごとの会議についてですが、担任一人では難しい問題も、学校にいるほかの教職員や関係機関がチームを組み役割分担をすることで、支援の幅や可能性が飛躍的に広がります。その子や家庭が求めている支援をどうやって届けていくかを決定し、実行していくことを目的とするケース会議のほうを指導実施しております。

それから、教職員のみで行う校内ケース会議以外でも、ケースによってはスクールソーシャルワーカーや関係機関を交えたケース会議の方も実施をしております。

次に、この学校ではこの言葉や行動については、してはいけないことについてあるのかという話なんですけども、学校におきましては、教員の共通認識の向上を図ることを目的として随時研修を行っております。

直近の事例では、先ほども申し上げましたけれども、宮崎県の中央発達障害者支援センターの水野先生の方にお越しいただいて、発達障害の特性理解と対応について研修を行っております。

参加した先生方のアンケートを見てみますと、「特性のある子どもへの接し方への気づきがあった」「2学期からの学級経営に生かしていきたい」などといった多くの前向きなコメントを確認することができております。

そのほかの取組といたしましては、学校のほうでi-checkという総合質問紙調査のほうを行っておりまして、その結果から確認できる子ども一人一人の自己認識、社会性、学級環境、生活学習習慣の実態を職員間のほうで共有いたしまして、学級経営や生徒指導、個別面談等に有効活用しているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 知り合いの方がお孫さんを預かり、子育てをされております。小さいときは大きな声で危険を知らせたり、子どもがどんなことをしているのか周りの人に

も聞こえていた声も、成長するにしたがい穏やかな声での注意になっています。

このことをその方にお話ししたら、「危険が迫っているときには、大きな声で言わんと分からんからね」と言われました。今、このような会話は外には聞こえてきません。地域で子育てに関心を持てるような取組はなされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 地域で子育てに関心を持てるような取組についてでございますが、町では昨年5月から社会福祉協議会に委託している「まちなかコラボ」において、月1回開催の子ども食堂を通じて様々な年代の方にお集まりいただき、地域の子どもや子育てに関心を持っていただくことにつながっております。

今後、子どもからお年寄りまで地域の誰もが食を通して集まることができるみんなの居場所として、新たに子ども地域食堂を開設する取組を進めております。

この取組が広がっていくことによって、地域コミュニティの活性化とともに、子どもや高齢者の孤立、ひきこもりの解消等に寄与できればいいなと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 夢が夢としてではなく、実際にそれが実現できるように、それは皆さんと一緒に私頑張っていければというふうに思っております。

特性などがある場合、保護者との合意形成はどのように図られているのでしょうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。特性があると思われる児童への対応についてでございますけども、本町ではまず健康づくりセンターが3歳児健診の際に発達検査を行っておりまして、必要に応じて保護者に対し専門医の受診を助言するなどして療育につなげております。

それから、就学直前の児童に対しましては、幼稚園や保育園からの情報などを基に行う観察訪問、教育・医学・心理学・福祉の4分野で専門家の相談助言を受けられる就学相談会の開催、それから就学時健診での発達検査の結果を受けた保護者との個別面談を行っております。

これらのことから得られたデータを基に、教育委員会の諮問機関であります教育支援委員会において一人一人よりよい就学の在り方について検討、決定を行うこととしておりますけども、保護者との合意形成が必ず必要となりますので、複数回面談を行い、丁寧に説明をさせていただいた上で、納得していただけるよう努めているところでございます。

それから、就学してからも児童生徒の状況について常に学校と家庭間で連絡を取り合うなどして、保護者との合意形成に努めながら指導、支援に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 保護者との合意形成があるかないかで、大きく学習に与える影響というのは出てまいります。そのことをしっかりと親も捉えていきながら、自分の子どものどこに特性があるのか、どういうふうな特性をじゃあ伸ばしてやればいいのかということを、これは教育委員会からも一緒になって学んでいただくとともに、これは要望をさせていただきたいと思います。

今や高鍋には、いろんな飲食店がひしめいています。お盆休みなどは家族連れで食事会をされていますが、日常の食生活はどうでしょうか。学校給食のおかげで飲食店とは違い、栄養価をはじめ味付けなども材料の良さを残し、工夫したメニューがあるようです。

そこでお伺いします。夏休みには給食はありませんが、夏休み中の食生活について調査をされたことはあるのかどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 夏休み中の食生活についての調査を実施したことはございません。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） ぜひ行っていただきたいと思います。そうしていかないと、子どもたちが朝から何も塗らない食パン 1 枚とか、何も食べないとかいう子どもたちも出てきているようでございます。やはりそういうことのないように、食生活が一番大事です。衣食住の中で食、これをやっぱりきちんと子どものときから身につけてもらう、そのことが教育の第一歩だと私は思っております。

社会福祉協議会では「まちなかコラボ」があり、子どもだけでなく独り暮らしのお年寄り等への食事の提供があるようです。何人くらいが利用されているのでしょうか。また、利用されている子どもさんとは毎回決まった方かどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。「まちなかコラボ」の利用者についてでございますが、現在小中学生は 17 名の登録となっております。子ども食堂への参加については、7 月に実施した際は近所の高齢者の利用もあり、45 名の参加があったと聞いております。

内訳といたしましては、大人が 16 名、子どもが 29 名となっております。毎回、毎月 1 回やっているんですけど、大体 50 名前後の参加があっております。

また、子ども食堂を利用する方については、リピーターで申し込まれる方もおられますが、近隣の方や初めての申し込みをされる御家族もいらっしゃいますので、毎回決まった人というわけではございません。

以上です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） まず私は、社会福祉協議会で行っているように私は見受けられま

すけれども、これには多くのボランティアの方々が参加していただいています。

そして、材料の提供を含めて本当に頭の下がる事柄です。ぜひ皆さん「まちなかコラボ」でボランティアをされている方々へ、本当に感謝の気持ちを私はこの場で伝えたいと思います。

学校では、給食を通して食の大切さを教えておられるでしょうが、問題は家庭への啓発をどこで行うかです。どのように思われますか、町長、教育長ともに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

食は、健康づくりに欠かせない生きる上での基本であり、その知識やバランスのよい食を選択する力は、とても重要となります。そのため、あらゆるライフステージで食育を推進していくことが必要であり、町といたしましては、地域や保育所等での食育の取組を通じ、保護者に対しまして食に関する正しい知識や望ましい食習慣など、食育に関する啓発を行っているところでございます。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。食の大切さの啓発であります。食育という形で子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に取り組んでいるところでございます。

食に関する知識、それからバランスのよい食を選択する力、望ましい食習慣といった食の重要性を、家庭や地域と連携しつつ身につけさせ、健全な食生活を実践することができる人間を育てるために、単に知識を教えるだけではなく、実際経験させながら食に関する指導を行っていく必要があると考えております。

食育は学校のみならず、家庭・地域が連携して環境改善に努めることが重要でありますので、毎月発行している給食だよりを通じて家庭での食習慣、生活習慣の大切さについて啓発を行っているところでございます。

そのほか、保健だより、学級だより、学年通信等の各種通信、それから家庭教育学級においても取り上げることもございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 生きるためには、食は重要な意味合いがあります。食事をしっかりと与えられた人は、自殺をしない傾向にあることが分かっています。食の大切さを考える一つに、食改善グループの活動があります。今はやっていないということなんですけれども、以前のそことのコラボはできないものかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。御質問の食改善グループにつきましては、役場職員及び元役場職員等で構成されたボランティアグループ、フードランナーのことか

と存じます。

このグループは、平成18年度に結成され、食の文化祭を主体的に実施するなど、高鍋町の食育の推進に取り組んでいただいておりますが、会員数の減少などにより平成30年度に解散されております。

また、各地区公民館での料理教室や町主催の食育事業の推進員として、町が委嘱しておりました食育推進員につきましても、確保が困難な状況があり、フードランナー解散後フードランナー会員に食育推進員として活動していただいておりますが、推進員の確保が困難な状況は解消されず、また新型コロナウイルス感染症の影響もあり、食育推進員につきましても令和3年度で活動を休止したところでございます。

本年度から各地区公民館での出前講座や子供会、保育園、児童クラブ等の調理実習も再開されてきておりますが、町の管理栄養士、会計年度任用職員で対応している状況でございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ぜひ本当に「まちなかコラボ」、食育に関して大切だと思う部分がございます。そこでやはりこれも重層的に教育委員会、教育総務課だけではなく福祉課、健康保険課、そのほかいろんな部署での方々の御協力をお願いして、そしてボランティアの皆さんと手を携えて、ぜひ食に対してもう一度考え直していただきたいと私は思っております。

また、私は生活相談の中から、学校に納める各種のお金が1人当たり月4,000円かかることを知りました。PTA会費は年1回の徴収ですけれども、それでも親にとっては負担だと思います。小中学校それぞれ金額は違うかもしれませんが、一体何の費用を徴収されているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。小学校においては、給食費、PTA会費、副教材費を徴収しております、1年間に徴収する金額は学年、学校によってもばらつきがございますけれども、おおむね6万円から7万円程度ということになっております。

中学校のほうは給食費、PTA会費、内容充実費、学年費を徴収しております、年間8万7,000円程度となっております。

内容充実費と申しますのは、部活動関係、生徒会活動、入学式・卒業式のお花代などに使われておりまして、学年費は副教材の購入や中体連の負担金として使われております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほどありましたけれども、親はこれ以外に制服、靴は上下、体操服、帽子など必要なものがあり、入学の際はお金がかかるそうです。これに部活に入ると、またそれなりの費用が加算されてきます。

小学校では共働きだと学童保育のお金も月1人当たり4,000円かかるそうです。せ

めて9年間の義務教育の間だけは、これらのお金が必要なければいいのにと考えますがどうでしょうか。これも町長、教育長ともにお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

議員の申されるとおり、義務教育期間に必要な様々な費用につきましては、保護者の皆様にとって非常に大きな関心事であると認識しております。その費用を公費負担するとなると、将来にわたって財政的に継続可能なものであるかどうかを総合的に勘案する必要があります。

学校教育法において、経済的に修学困難と認められる学齢児童、生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されていることを受け、本町においても、準要保護児童生徒援助事業によって給食費のほかにも、入学時に必要な物品購入費、学用品費、校外活動費等の支援を行っているところでございます。

このようなことから、これらの費用につきましては、原則保護者の皆様に御負担頂き、経済的に困っておられる御家庭に対しましては、準要保護児童生徒援助事業によってしっかり支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。町長が申しましたとおり、義務教育期間にかかる費用が御家庭の負担になっていることは、認識しているところでございます。原則保護者の皆様に御負担頂き、経済的に困っておられる御家庭に対しましては、準要保護児童生徒援助事業によってしっかり支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

昨年度頂きました議員からの御提案を受け、今年度から準要保護の認定基準を生活保護基準の1.1倍以内から1.3倍以内へ拡充したところでございます。

また、タブレットの持ち帰りが今後本格化することを見越しまして、オンライン学習通信費も新たな支給項目として追加しております。

今後も社会情勢、ほかの自治体の状況にも注視しながら、本町の準要保護児童生徒援助事業の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 最後に、農業支援体制についてお伺いします。

耕作放棄地の問題解決にどのような対策が必要だと考えますか。

○議長（永友 良和） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本 弘志君） 農業委員会会長。耕作放棄地の問題解決にどのような対策が必要かと考えるかについてでございますが、耕作放棄地につきましても個人の財産でありますので、まずは所有者及び耕作者が適正に管理をしていただくことが基本であると考えております。

農業委員会といたしましては、農地巡回及び農地利用状況調査、農地パトロールを行い、その中で耕作放棄地と思われるような農地の所有者に利用意向調査アンケートを実施して、

今後の利用意向を明確にし、農地の有効利用につなげることで耕作放棄地の発生防止及び削減に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 相続者への対応はどうしたいとお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本 弘志君） 農業委員会会長。まず、相続により農地を取得された方は、農地法第3条の3第1項に、農業委員会への届出の義務が規定されております。届出があった場合には、相続された農地を今後どのようにされるかの意向をお聞きしております。

また、農地の所有の有無にかかわらず、死亡届等の書類を町民生活課に提出された際に、亡くなられた方から農地を相続された方に関する手続として記載した文書を一緒に渡していただいております。それにより、農業委員会事務局に来られた場合にも、相続された農地を今後どのようにされるかの意向をお聞きしております。

また、農業者年金を受給されていた方につきましては、手続が必要となりますので、その際にも状況等をお聞きしております。

相続人から相続した農地の売り渡しや貸し渡しのいわゆるあっせんの申出があった場合には、今後とも農地の利用調整を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 相続される方への働きかけという中で、現在耕作をされている方や農業法人などへの無償譲渡の働きかけは、具体的に行えないのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（杉 英樹君） 農業委員会事務局長。個人の資産につきましては、うちのほうから直接働きかけ等を行うということはありません。あくまでも会長のほうが答弁いたしましたように、基本的には法的に義務づけた届けを下さいとなっておりますので、その上でその方たちに状況をお聞きしたり、今後の地域計画というのがございますので、そういう中での地域での話合いの中でそういう話があれば、そういう相談等応じているところでございます。

○議長（永友 良和） 7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） ぜひ町民生活課からいろんなのが上がってきた、上のほうに上がっていただいて、いろんな相談をされた際に、ぜひ無償譲渡などの働きかけもしていただくように、これは切にお願いをしたいと思います。

先ほど答弁がありましたけれども、役場職員の働き方の改善で、農地脇、いわゆるあぜ道の草刈りなどができればいいのではないかと思います。これは働き方が改善できない

以上駄目だということなのでしょうか。

暑いさなかの草刈りはできませんけれども、朝出勤時間をずらし草刈りの仕事をして、普通の仕事を9時ぐらいから行うこともできるのではと考えますが、人事面から考えて可能なかどうか、検討する余地はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。公務員制度に関することですので、総務課で答弁をさせていただきます。

現在、幾つかの地方公共団体におきまして、農作業の従事や社会貢献活動を容認する動きがございますが、これはあくまで勤務時間外に活動することを想定しているものであり、勤務時間内にこのような活動をすることは、地方公務員法第30条に規定されております「全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という服務の基本基準及び同法第35条に規定されている「職員は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」という職務に専念する義務に抵触し、現時点では容認されているものではございません。

先ほど町長がお答えしましたとおり、今後の公務員の働き方の変化等を見守りながら検討すべきものであると考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私は、あぜ道を本当に草刈りをしていくためには、自動草刈り機などの導入が必要だと考えますが、どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。農業を行う上で必要な機械のほとんどは、農家の方々は御自身で購入されておられます。これから先、担い手や後継者がいないような状況が考えられる中で、機械の導入は農家の負担として重くのしかかるものと考えております。

議員が申されます自動草刈り機も、高齢化が進む農業者にとっては非常に便利で、負担の軽減が図れるものであると考えております。必要な農家に関しましては、補助事業等を活用して導入ができればというふうにも考えております。

このような機械を町が保有して貸し出しすることも考えられますけれども、保有台数や管理、保管場所の確保、貸出し方法など様々な課題がございますので、一時的に使用した場合などはJA農機センターでもレンタル事業を行っておりまして、町が行います農村公園の管理などでも、機械を農機センターからレンタルをしまして作業を行っておりますので、必要があれば農機センターに御相談をいただき、レンタル事業を活用されるのもよいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） レンタルすれば費用もかかりますので、それについての助成についてもそれは考えていただきたいと思います。

四季彩のむらについては、後継者もない状況のようです。せっかく整備したところを何とか観光資源などで復活できないか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。四季彩のむらの土地所有者の方々は、高齢化が進みまして農地を含みます周辺の管理も、年々厳しくなっているものと考えております。

そのような中、地区外の農家の一人が、閉鎖的空間であることで有機農業に適した環境である四季彩のむらの農地をお借りし、有機農法によります水稻の栽培に現在取り組まれています。

このように、地区外の方々が協力を得ること、すなわち関係人口を増やすことで当地域の維持活動に努め、さらには有機農法の田んぼを増やしていくことで、他の地域との差別化を図り、モデル的な取組としまして地域外から注目を浴びることで、地域の活性化へつなげることができればというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） やはり四季彩のむらについては、もう本当に高齢化が進んで、自分たちではできないということなのですが、たまたまここに木城の方ではありますけれども、法人の方が入られております。ぜひ有機農業とのバランスをコラボしながら、ぜひここを活用していただくようにこれはお願いをしたいと思います。

以上で、質問については終わるんですが、住民からの生活相談から見えてくる問題点、いつも各課の担当者には助けられています。しかし、問題は山積みです。どんなに頑張っても限界がありますし、私の範疇を超えるものもたくさんあります。

しかし、職員の力をもってすれば、解決できないことはないとは私は確信をしております。

地方公務員法第30条、先ほど総務課長も言いましたけれども、職員の皆さんはよく理解されていると考えます。相続者に負担が2回ではなく、一度で手続をとの計らいや、職員なればこそその知恵をもって解決に導かれています。

今回は6月に引き続き2回にわたり住民サービスの在り方を問うてきました。現代社会ではあらゆる面で私がPTA役員をしていたときと大きく違い、セクハラ、パワハラなど使ってはいけない言葉もたくさんあります。しかし、だからといって子どもにとって何が必要か分かっている人々は、勇気を出して愛情を持ってアドバイスをしていただきたいと考えます。

子どもを夜更かしさせて学校に行けなくなったり、子どもの言うことを何でもはいはいと聞く親御さんばかりでは、子どもは勘違いして育ちます。ひいては、ひきこもりへとつながり、社会生活の営めない子どもが増えている実態があるようです。お互いがお互いの

子育てを学びながら、子育ては親育てであることも知りながら、文教の町にふさわしいまちづくりが進められるように日々精進する必要があると私は考えます。

これからも事案解決に力を注いでいただけることを確信して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永友 良和） これで、中村末子議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、6番、兒玉秀人議員の質問を許します。

○6番（兒玉 秀人君） 6番、兒玉秀人です。通告に従いまして一般質問を行います。

7月6日、7日、宮城県女川町に行政調査に行きました。女川町は東日本大震災の後、町の復興を民間と行政が協力して取り組み、すばらしいまちづくりをしていたことが大変参考になりました。

参考になった例として、商店街に敷き詰められているれんがに名前が刻んでありました。このれんがの名前は、町の復興を手伝ったボランティアの方々の名前でした。もし自分の名前が刻まれていたら、きっと女川町を何度も訪れ見守っていたと考えたいと思います。

また、商店街の街灯は震災前まで使っていたものに少し手を加え、復興の費用を抑える工夫をしている点も参考になりました。

高鍋町も女川町のように、民間と行政が連携したまちづくりをすることで魅力ある町になるのではないかと考え、一般質問を行います。

まず、1つ目の町の施設や道路の命名についてです。

図書館には柿原政一郎氏の名前、そしてネーミングライツとしてイワケン健康づくりセンター、MASUDAスタジアムなど名前がつけられています。これは、民間と行政が協力したものだと考えますが、この命名についての効果はどのようなものか町長に伺います。

次に、命名について直接町の収入にはなりませんが、例えば石井十次先生の像がある中央公園を石井十次中央公園、また大使館のある通りをスウェーデンやベルギーの公使をし、パリ講和会議での全権顧問をした秋月左都夫氏の名前をとって秋月左都夫通りのように、歴史と文教のまちとして、いろいろな施設や町道に偉人の名前をつけることはできないか町長に伺います。

次に、いろいろな公園や道路に高鍋町の偉人の名前がついたら、公園に家族で遊びに来ていたときに親子で偉人の話をしたり、観光に来た人が通りの名前を聞いて高鍋町の歴史を感じたりすることができるのではないかと考えます。このように、偉人の名前を常日頃聞く環境にあることで、子どもたちの郷土に対する意識も変わるのではないかと考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

以上、登壇にての質問とし、2、認知症対応と介護手当について、3、デマンド交通等について、4、不登校とひきこもり支援について、5、熱中症対策について、6、水害については、発言席に着いて行います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず、町の施設や道路の命名についてでございますが、町立高鍋図書館の愛称は、柿原政一郎記念高鍋図書館としておりますが、これは私財を投じて図書館建設に尽力した柿原政一郎氏をたたえるためにつけているものでございます。名前をつけることで、同氏のことを広く知っていただくきっかけになっているものと考えております。

また、本町では4つの施設にネーミングライツを導入しておりますが、その対価として収めていただいている命名権料につきましては、それぞれの施設の維持管理経費等の貴重な財源として活用させていただいております。

一方、施設の命名権者であります企業側におかれましては、イメージアップや宣伝効果等が図られているものと推察いたしております。

次に、公園や町道に郷土の偉人の名前をつけることにつきましては、例えば石原街区公園をアポロ公園、東町街区公園をパンダ公園というような俗称で呼ばれる公園がございます。

また、道路につきましては、しんきん通りやさくら通りなど、シンボリックな道路を公募により命名した事例がございます。公園や道路に偉人の名前をつけることについては、すばらしいアイデアだと思いますが、道路や公園の愛称として偉人の名を冠するには、一般的に当該道路等と偉人との間で一定の関係性が求められることと、町民の総意がなければ受け入れられないこともございますので、命名には慎重な検討が必要になるものと考えております。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。議員が申されるとおり、偉人の名前を常日頃聞く環境となれば、子どもたちの郷土に対する意識は変わると思います。教育現場においては郷土愛を育むため、偉人に関する学習を行い、児童生徒の郷土に対する認識を深める取組をさらに継続していきたいと思っております。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。費用がかからなくても民間と行政が協力してできる仕組みをつくり、歴史と文教のまちとして活性化できるのではないかと思いますので、その点よろしく願いいたします。

次に、2の認知症対応と介護手当についてです。

認知症高齢者見守り事業において、行方不明になった高齢者等を地域の支援を得て早期に発見できるように、認知症高齢者見守りとしての登録数が令和2年12月で50名になっていますが、もし行方不明者が出た場合、どのような対応を行っているのか伺います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 認知症の方が行方不明になられた場合の対応についてでございますが、行方不明となった高齢者等を早期に発見できるよう、関係機関及び協力事

業所の支援を得て、高鍋町高齢者等発見ネットワーク事業に取り組んでおります。

高鍋町高齢者等発見ネットワーク事業でございますが、行方不明となる恐れのある高齢者等に関する情報を家族などの申請により事前に登録し、町地域包括支援センター、高鍋警察署で共有いたします。

町地域包括支援センターへ行方不明の通報があった場合、町は登録申請時に同意を得ております関係機関、協力事業所にファックスにより情報を提供し、支援を要請いたします。関係機関及び協力事業所は、通常業務に支障のない範囲で対象者の発見に努めていただき、対象者を発見した場合には町へ連絡頂くとともに、可能な範囲で対象者を保護していただきます。

町は、対象者発見の連絡を受けた際は、対象者の家族に連絡するとともに、関係機関、協力事業所へ支援解除を通知することとしております。

この対応につきましては、御家族の同意があれば事前登録を行っておられない高齢者等につきましても同様に対応いたします。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。行方不明になったときに、多くの方々の協力を得て探す必要があります。都城市では、今年8月から衣類などに貼る認知症徘徊対策の見守りシールを実施して、家族らをオンラインで情報交換ができるシステムをつくっています。

そこで、認知症の方が行方不明にならない対応として、QRコードのシールやGPS、IoTの活用が考えられますが、町として取り組めないか伺います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。QRコードのシール等の活用についてでございますが、高鍋町高齢者等発見ネットワーク事業に登録された方にQRコードのシールを配布しております。

このQRコードは、行方不明になられた方を発見された方が携帯電話等でQRコードを読み取っていただきますと、高鍋警察署、高鍋町役場、地域包括支援センターの連絡先が表記されるもので、発見者がどう対応したらよいかという不安を解消するとともに、行方不明者の早期発見・保護につなげようとするものでございます。

認知症の方へのGPSやIoTにつきましては、介護保険サービスの福祉用具対応で対応させていただいているところでございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。QRコードのシールがあるということで、認知症の家庭の方も非常に安心されると思います。また、私もよく知らなかったのもので、町民の方へのさらなる周知をお願いいたします。

次に、高齢化が進む中、家族介護者は全国で約653万人、国民のおよそ20人に1人に上がっています。

そのような中で、介護離職については年間約10万人前後で推移しているそうです。

2022年の厚生労働省の国民生活基本調査では、主な介護者の約半数は同居家族でした。具体的には配偶者が22.9%、子が16.2%、子の配偶者が5.4%、その中で働きながら家族を介護するビジネスケアラーへの支援も社会の課題であると言われています。

そこで、厚生労働省は7月に、家族介護者への支援を強化する方針を示していますが、あくまでも任意事業で自治体に任されています。高鍋町でも平成30年から令和2年9月までに在宅介護実態調査として183件の聞き取りをしています。

この調査で、介護のために仕事を辞めた家族、親戚はいないと答えた人が85.8%、しかし、主な介護者が仕事を辞めたという方が10.1%、主な介護者が転職したのが2.4%と、183件のうち約20件の方が介護のために仕事を辞めたり、転職をしていることが分かります。仕事を辞めた方については、経済的に困っていらっしゃる方もいるのではないかと考えます。

木城町では、家庭で介護している要介護手当として、介護度によって月1万円から2万円支給されています。また、新富町では認定基準を満たした要介護者等を在宅において6か月以上にわたり介護している方に、要介護者等介護手当として月額1万円を支給しています。

本町では、認知症の家族への支援として介護者への集いやオレンジカフェ、自宅介護用品支給事業がありますが、離職や転職で生活に困っている方もいらっしゃることを考えると、在宅介護者への手当の制度をつくることはできないか伺います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。在宅介護者への手当についてでございますが、本町では高鍋町重度障害者（児）等在宅介護手当支給条例に基づき、介護保険法に基づくサービスを利用されていない要介護4または要介護5のいずれかに該当する高齢者を、1年以上にわたって介護されている介護者への介護手当はございます。

しかしながら、議員のおっしゃいました木城町、新富町のように介護保険法に基づくサービスを利用されている高齢者等を在宅で介護されている方への手当はございません。

今後、75歳以上の高齢者の増加に伴いまして、介護を必要とする方の増加も見込まれますことから、新たな手当の創設は財政負担等も十分考慮し、検討してまいりたいと考えます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。財政的にはよく分かりますが、本当に困っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、支援するような予算を今後考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、3のデマンド交通についてです。

デマンド交通が開始され約1年になりますが、この時期の利用者数は伸びているのか伺います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。デマンド交通の利用者数についてですが、実証実験を開始いたしました令和4年10月末時点で登録者数が345人、月利用者数が87人、利用者延べ人数が432人でした。

時間の経過とともに登録者数、利用者数はいずれも伸びております。令和5年8月末時点では、登録者数が809人、直近3か月の月平均利用者数が約130人、実証実験開始時点からの利用者延べ人数は6,977人となっており、利用者から好評をいただいているところでございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。増えているということがよく分かりました。

先日ですかね、週報の周知もありましたが、デマンド交通についての成果や課題を踏まえて今後どのように進めていくのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。デマンド交通の今後についてですが、なでしこバスからデマンド交通に変換をし、1年間の実証実験の結果、利用される方が非常に増え、御好評をいただいております。それに基づきまして、10月から本格運行としての継続を決定したところでございます。

運行時間や利用料金などは未置き、平日の9時10分から17時まで大人200円、中学生以下を子どもとしておりますが、子どもが100円とし、車両2台にて運行をいたします。

予約受付の時間についてでございますが、現状電話の予約は乗車希望時刻の30分前までとタクシーとほぼ変わらず、タクシー事業者の経営等の懸念もありますので、電話予約は1時間前まで、ネット予約は1時間10分前までと変更をいたします。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 私が考える課題の一つとしまして、デマンド交通についての意識を変えていくということも必要じゃないかと思います。

福井県や京都市など、年会費1,000円を支払って鉄道の乗車券を1割引きで利用できる特典があるサポーター会員制度を導入し、マイレール意識の向上と利用を促進しているそうです。

これは鉄道の例ですが、同じように町のデマンド交通においてもマイバス意識を醸成するために、デマンド交通の会員制を導入し、会員になった人のところを停留所にしたり、予約時間にすぐ対応できたりするなどの仕組みをつくり、バスとタクシーの中間のような交通手段として、民間の力を活用した会員制のデマンド交通システムをつくることは考えられないかお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。只今御提案を頂きました会員制デマンド交通システムにつきましては、デマンド交通の運営方法の一つの案といたしまして、今後

の参考とさせていただきたいと考えます。

○議長（永友 良和） 兒玉議員、ここでデマンド交通はまだありますか。

○6番（兒玉 秀人君） ちょっとだけ。

○議長（永友 良和） あ、ありますか。じゃあ、はい、6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。ぜひ新たな仕組みを高鍋町でつくって、全国のモデルになるようなことを考えていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） それでは、デマンド交通についての今質問までいきましたが、4番の不登校とひきこもり支援につきましては、午後1時10分より再開したいと思います。ここでしばらく休憩いたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時09分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。4番目の不登校とひきこもり支援についてお伺いします。

コロナの影響で小中学生の不登校は約24万5,000人で急増しています。本町でもコロナ禍で不登校の児童生徒が増加したのではないかと考えますが、実態はどのようなものかお伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。確かに当町におきましても不登校児童生徒は増加傾向にあります。特に、小学生の不登校が増加をしております。新型コロナウイルス感染症が蔓延していた頃、学級閉鎖やコロナ不安で休むといったことが一般的に行われておりましたので、そういった影響で子供たちは学校を休むことに抵抗が少なくなったのではないかとこのように感じております。

以上です。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。そのほかに多分不登校気味の児童生徒を入れるともっと多くなるのではないかと思います。

文部科学省は2021年度の調査で、全国の小中学校で不登校の児童生徒は先ほど述べたように24万5,000人と最多で、そのうちの36.3%に当たる約8万9,000人は専門的な支援を受けていないということだそうです。そこで、不登校児童生徒については様々な状況が考えられますが、その状況に応じた対応はなされているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。議員が申されるとおり、不登校の背景には本人、家庭、学校に関わる要因が複雑に絡み合っていることが多いのが実情でございます。学校におきましては、家庭訪問や教育相談の実施、スクールソーシャルワーカーや教

育支援センターとの連携など、不登校児童生徒やその保護者の声に耳を傾けながら一人一人寄り添い丁寧に対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。様々な要因で不登校になっていると思いますが、その1つに学級の中に1人とか2人と言われているヤングケアラーのために不登校になっている場合も考えられますが、その把握はなされているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。毎月学校のほうから提出をされます生徒指導状況報告書というものがございますけども、その中でヤングケアラーに関する情報収集も行っております。現在のところ、町内におきましては、ヤングケアラーであることが原因と思われる不登校児童生徒は報告されておられません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） もしヤングケアラーとして家族等の世話をしているということによって不登校になっているということが分かりましたら、早めに支援をしていただき、コーディネーター等の体制を整えてほしいと思います。

次に、家族等への対応として、県でも珍しい取組として、高鍋町単独の予算で行っているSSWの効果が出ていると考えますが、その一方、不登校児童生徒への対応は担当者、SSW任せになっているのではないかと危惧しています。そこでその児童生徒を中心としたチームとしての対応が必要ではないかと考えますが、現状はどのようなものかお伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。スクールソーシャルワーカーが不登校児童生徒対応に関わる場合においては、学校との情報共有や今後の対応策の協議など、共通理解を図りながら、丁寧に進めているところでございます。議員が申されるとおり、休みが続いている児童生徒それぞれの状況や支援ニーズを見極め、適切な対応を行うには、校内における支援体制の構築や関係機関との連携など、チームとしての取組は欠かせないものであるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。1人の人の力で進めていくことも大切だと思いますが、チームとして取り組むことによって、継続性が出てくると考えます。今後の体制をよりいい方向にしていただけるようお願いいたします。

次に2022年全国の小中高生の自殺者が514名で最多になりました。自殺者の中には虐待やいじめ、体罰等いろいろな理由があると思います。東京大学大学院教育学研究科

の北川裕子氏が高校生1万人を対象にした調査で、死にたい気持ちが強い子供ほど周囲に助けを求めないという実態があるそうです。

そこで、この研究チームは、ITツール、ランプスを開発し、タブレット端末などを活用して、児童が自殺の危機を伝えることを助け、大人が自殺の危機に気づくことができるようにしたそうです。

2015年から試験的に学校現場で導入され、今年度は約100か所の中高校で利用されています。本町でも、アイチェックを年間2回行って、児童生徒の学級における人間関係などを把握する手だてをとって効果は出ていると考えますが、不登校やいじめ、体罰等で対面や電話で話すことに抵抗を感じている児童生徒もしくは保護者がいるのではないかと考え、このITツール、ランプスの活用はできないかお伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。児童生徒の不安や悩みに気づきタイミングを逃さずに適切に支援していくことは非常に重要なことでございます。このため小中学校においては、日頃の観察やアンケートなどから児童生徒の心身の変調を把握し、心のケアが必要な児童生徒に対しては、日常的な見守りや声かけなどを行っているほか、必要に応じて教育相談を行っております。

ただいま議員のほうから御提案のありましたランプスですけれども、これはウェブ上でスクリーニングしていくツールでありまして、3分ほどの質疑による第1次検査を経て、2次検査では必要項目を中心に養護教諭が質問文に沿って問診する形になっております。

タブレット端末にその児童生徒の心身状態の評価指標が分かるようになっておりまして、児童生徒の実際の回答をもとに、自殺リスクを初め、精神不調の状態を可視化することができますので、必要な支援に役立てるツールであるというふうに認識をしております。全国でも徐々に導入している学校数が増えているようでありますので、これから学校の意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。児童生徒への保護者等の直接的な支援もとても大切だと思いますが、アイチェックのほかランプスといういろいろな手だてを講じていただきたいと思います。

次に、環境を変えればきっと居場所がある。一步を踏み出す勇氣。これは、不登校新聞社が主催した不登校生動画選手権の最優秀賞作品のメッセージです。しかし、不登校から一步踏み出せず、ひきこもりになっている場合もあると考えますが、ひきこもりについての把握はなされているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。本町においてはひきこもり相談窓口を福祉課に設置し、総合相談支援センター架け橋、及び県の児湯福祉事務所のアウトリーチ支援員等、

関係機関と連携して対応することとしております。

小中学生の不登校につきましては、教育総務課、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターみらい、またまちなかコラボ等と情報の共有を図り主にスクールソーシャルワーカーが中心となった支援を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 6 番、兒玉秀人議員。

○6 番（兒玉 秀人君） 6 番。小中学生までの不登校については、よく把握がなされていると思いますが、それ以降のひきこもりについては、民生委員の方の協力を得て把握をし、相談ができる体制も整えてほしいと考えています。

内閣府の 18 年の調査では、中高年のひきこもりとして、40 歳以上は推定 61 万人、その期間が 7 年以上の人が半数近くに上り、親子が困窮する 8050 問題も顕在化しています。厚生労働省は生活保護に至る前のセーフティネットとして法制化された生活困窮者自立支援制度を積極的に活用することで、こういう方を救っていくことができるのではないかと考えています。

そこで、近年一人暮らしの高齢者のひきこもりや女性のひきこもり等の問題があると思いますが、町としてどのような対応を行っているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。ひきこもりに係る町の対応といたしましては、相談があった場合には、先ほど申し上げましたとおり、県の児湯福祉事務所のアウトリーチ支援員、また架け橋等と情報共有して支援策を協議し対応するというようにしております。

民生委員等の調査につきましては、実は県のほうが児湯郡内の町村のひきこもり調査を令和 4 年 3 月に実施しておりまして、ある程度民生委員が把握している範囲ではございますが、実態をつかんでいるところがございます。ただ、なかなか当事者から直接相談がこちらに入ってくるというようなことが実際ございませんので、今後やはりその辺を踏み込んでこちらから訪問なりなかなか相談されないと難しいところではあるんですけど、そういう動きを今後していく必要があるなというふうに考えておるところでございます。

○議長（永友 良和） 6 番、兒玉秀人議員。

○6 番（兒玉 秀人君） 6 番。相談ができないから多分ひきこもりになっていらっしゃる方も多んじゃないかなと思います。的確な対応ができるように少しでも社会とつながりを持てるような仕組みをつくっていただきたいというふうに考えています。

次に、5 の熱中症対策についてです。

9 月に入り暑さも少し和らいできましたが、まだまだ暑い日が続いています。国連のグテレス事務総長が地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと指摘しました。熱中症の死亡者が 1,000 人を超えて災害級の暑さになっていますが、高鍋町の熱中症の対策はどのように行われているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。熱中症の対策についてでございますが、熱中症は予防が大事でございますので、熱中症予防のポスター掲示のほか、出前講座や各種教室等において啓発を行っているところでございます。

また、健康に関する広報を強化してまいりたいと考えておりますので、熱中症予防につきましても広報啓発をしてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 6 番、兒玉秀人議員。

○6 番（兒玉 秀人君） 6 番。姉妹都市である米沢市で不幸にも部活動の後、自転車で帰宅途中、熱中症で亡くなったという事故がありました。高鍋町では、試験的にセンサーを設置し、熱中症について注意喚起を行っている学校があります。町内の全学校や幼稚園、保育園へセンサーの設置は考えられないのか伺います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。熱中症センサーの設置についてでございますが、昨年10月に町内全ての保育園、認定こども園等にも実証実験のモニター参加を案内したところですが、導入に至っていない状況がございます。

保育所等における熱中症対策といたしましては、環境省がホームページで情報提供する暑さ指数を参考に、気温測定を行い、外遊びが可能か判断しており、非常に暑いことが予想される場合は、外遊びではなく、室内で過ごすよう対応しているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。学校についてお答えいたします。

学校に設置してある熱中症センサーは、昨年度から今年度にかけてエイムネクスト株式会社様からモデル事業として貸与されているものでございます。

今年度は東小学校と東中学校の校庭と体育館にそれぞれ設置をしております。なお西小学校及び西中学校からもインターネットを介しまして東小東中に設置している熱中症センサーのデータを確認することができるようになっておりますので、今のところ新たに熱中症センサーを設置する予定はございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 6 番、兒玉秀人議員。

○6 番（兒玉 秀人君） 6 番。熱中症予防のための測定は主に保健室の先生が行っています。センサーがあるといちいち外に出たり、体育館へ行って測定しなくても測定がわかります。また各学校によってはその熱中症の危険度も違ってくると思います。保健室の先生方の働き方の改革の1つとなりますので、ぜひ、全小中学校、ひいては幼稚園保育園の設置のお願いをしたいと考えています。

次に、スポーツ少年団や部活動等での熱中症の対応はどのように行われているのか伺います。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

熱中症対策について、スポーツ少年団への対応といたしましては、スポーツ少年団の常任委員会等で各単位団の会長や指導者に注意喚起をしております。また、日本スポーツ協会よりスポーツ少年団登録システムを通じて、随時各単位団宛てに注意喚起がなされております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。中学校の部活動関係についてお答えいたします。体調不良のときには、自ら休養を取ることやこまめに水分補給を行うことに対する指導はもちろんでありますけども、暑さ指数によって段階的に制限すべき運動内容が示されている、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針に基づき、練習メニューを変更するなどといった対応をしっかりと行うよう指導しているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。暑さ指数が31度以上になると制限が加えられるので、再度確認をお願いします。この災害級の暑さにおいて、高鍋町としてできることは何でもやっていく、そういうことで命を守ることができるのではないかと思います。その1つとして、役場内においても、熱中症対策として給水器を置いて水が飲めるようにすることはできないか伺います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。給水器についてでございますが、以前、役場庁舎内に冷水器を設置しておりました。衛生面の問題、機器の老朽化等もございまして、20年ほど前に撤去した経緯がございます。

近年は衛生面において以前よりも厳しい感染対策が求められており、給水器を設置した場合は、維持管理に手間及びコストがかかることが想定されますので、今のところ給水器の設置は検討しておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。給水器の設置は難しいかもしれませんが、水道直結型のウォーターサーバーもあるので、ぜひ予算化等を考えていただいて、町としての姿勢を示してほしいと考えています。

次に、埼玉県の熊谷市は気温が高いことで有名ですが、環境省のモデル事業として、クーリングシェルターがあります。クーリングシェルターとして熊谷市では10か所の公立施設や民間施設を指定し、誰でも暑さを避けられる避難場所として開放しています。座って休憩できるスペースで利用者からは街中に涼める場所があってうれしいと言われているそうです。この熱中症対策として暑さからの避難場所としてのクーリングシェルター指

定はできないか伺います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。クーリングシェルターについてですが、気候変動適応法が本年5月に改正され、熱中症対策の指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして、公民館等の冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を市町村長が新たに指定できることとなったため、今後、関係課と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。クーリングシェルターがたくさんありますと、下校中の子供たちも立ち寄って体を休めることができ、下校中の熱中症対策にもなると思います。早めに指定ができるように働きかけていただきたいと思います。

次に、7月29日、東京都の高齢者夫婦が寝室のエアコンをつけずに熱中症の疑いで亡くなるということがありました。町として高齢者の方への熱中症対策の呼びかけはなされているのか伺います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。高齢者への熱中症対策の呼びかけについてでございますが、介護予防教室などの機会を捉え、管理栄養士や生活支援コーディネーター等が熱中症対策の説明を行い、注意喚起しているところでございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。高齢者の方、私ももうすぐ高齢者になりますが、気温と体温の関係がよくわからないので、指導等をよろしくお願いいたします。

最後に、水害についてです。8月18日の朝と19日未明にかけまして、高鍋町で大雨がありました。正ヶ井手地区の小範囲で水がはけなくてももう少しで床下浸水になっているところでした。また、小丸出口では、床下浸水になる雨量になっていました。こうした急激な雨量の増加についてはどのような対応がなされているのか伺います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。1時間に20ミリを超えるような豪雨が続いた場合は、排水能力よりも雨量のほうが優っておりますので一時的に道路が冠水したりしますので、排水対策としては、非常に困難な状態でございます。対応といたしましては、冠水注意の看板の設置を行っております。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。町民の中には、小丸川の排水機場を回せばすぐに水が引くんだと言われる方もいらっしゃると思いますが、設計上ちょっと難しいと思います。

先日のように大雨による家屋等の被害は毎回同じような地区、例えば正ヶ井手や小丸出口のようなどころの小範囲で発生しているのか伺います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 浸水箇所につきましてはほぼ同じ箇所が浸水しております。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。雨が降ると毎回車を少し高いところに移動させたり、土のうを積んだりと各家庭で対応をされています。水が出る原因を突き止め、その対策を考えることが大切だと考えています。例えば正ヶ井手地区の場合、急激な雨では排水口がいっぱいになり、あふれています。そのあふれた水を公民館のほうの玄関側から反対側の道路に水を流す仕組みをつくると、水があふれることはないと思います。小丸出口の場合については、排水口を広くしたり深くしたりまたは排水口をふやしたりするなどが考えられると思います。このように小範囲における被害が出ないような対応がなされているのか伺います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 先日の豪雨の後に現地を確認しました結果、小丸出口につきましては下流域におきまして排水断面を阻害している箇所がございましたので、対応を検討しているところでございます。

その他の地区につきましても個別に検討を行いたいと考えております。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。大規模水害の場合には報道等で取り上げられ、行政も動きます。しかし、小さい範囲では報道等でも取り上げられません。もし自分の家が雨が少し強くなるたびに車を移動したり、床下浸水を気にしたりするとどうして私の家だけ、私たちの地区だけと考え、行政から取り残されている感じがすると考えるのは私だけではないと思います。今年の6月19日、国土交通省の有識者会議で流域治水を知ってもらうことから始める。知ることと行動のギャップを埋めるという自分事化を図ることが大きな課題であると言われています。行政も自分事化していて、小さな範囲の浸水においても原因を考え、その対策ができるようになってほしいと願っています。そして、そのほかのことも何事も自分事化して、民間と行政が一緒になって知恵を出し合い、自分が住んでいるこの高鍋町を住みよい、いい町にできるようになることを願って一般質問を終わります。

○議長（永友 良和） これで、兒玉秀人議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、2番、森崎英明議員の質問を許します。

○2番（森崎 英明君） 2番、森崎英明でございます。本日傍聴に来られた皆様にお礼を申し上げます。

それでは、通告に従いましてお聞きしていきたいと思います。町民の意見、要望を町議会にて発言し、町民生活のいろいろな問題について話し合いを行うことで町民の皆様の要望を町政に反映させる役割が大事なことであると思っております。1番で町道の維持管理について、①町長施政方針でもある道路等未整備インフラ整備について聞かせていただきました。

いと思いますが、町民の暮らしに密着した安全な町の維持管理については住民の生活を支えるため重要な役割を担っています。劣化損耗が生じており、多くの整備要請を聞いております。道路パトロールにより軽微な損傷の応急対策は実施しているとのことですが、地区からの修繕要望書等の提出に対しての未整備案件があり、このことについては、地区代表者に経過説明すべきと考えます。道路が有すべき安全性を欠くと事故等の発生につながる可能性もあるかと思いますが、維持管理についての町長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

壇上より以上の質問として、１、②から③、２の東日本大震災を教訓に南海トラフ地震を想定した防災対策は①から④、３、公民館負担軽減について①から②、４、ヤンバルトサカヤスデの対策について①から②、発言者席より質問させていただきます。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

道路の維持管理についてでございますが、道路は、交通の円滑化や経済の発展に寄与するため、安全な道路を整備する必要があります。また、住民の生活を支える重要な役割を担っておりますので日々のパトロールにおいて危険で緊急を要するものについては補修等を行い、各地区からの要望につきましても、安全な道路を整備していくため、通学路や交通量などを考慮し優先順位をつけながら整備してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 森崎英明議員。

○２番（森崎 英明君） 町道の整備要請について早急に検討していただきたいというふうに思います。２番で②で町道の側溝からの水が土砂や雑草により道路、田畑に流出を多くしております。その中には、側溝等には後で出しますがヤスデのすみか、そういうふうに見えるところもありますので、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。町道の側溝に土砂が堆積し、水が道路や田畑に流出している箇所については、災害等を未然に防ぐために、現地を確認しまして、今後対応してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） ２番、森崎英明議員。

○２番（森崎 英明君） ２番。町道の維持管理の相当数補修工事について予算計上の根拠を教えてくださいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 令和５年度、今年度の道路維持関連の予算といたしましては、町道維持整備工事費として２，１５０万円、道路側溝等維持修繕料としまして７００万円、樹木伐採手数料としまして８０万円、道路維持作業手数料としまして１５０万円など、例年と同額程度の予算を計上しております。その他会計年度任用職員２名を雇用しまして、町道の草刈りや簡単な道路補修などを行っているところでございます。

○議長（永友 良和） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 2 番。予算については、私たちでは、工事の金額なり試算なり想定ができませんが、できるだけ予算の拡大をお願いして、整備が行き届くような工事をしていただきたいと思います。

続きまして2番で、東日本大震災を教訓に南海トラフ地震を想定した防災対策はということでお聞きしたいと思います。先般7月5日、6日に宮城県に被災地を視察をさせていただきました。被災地じゃありませんが、東北沿岸部に甚大な被害を及ぼした中、釜石市内の児童生徒が無事であったと。この事実は釜石の奇跡と呼ばれ、海からわずか500メートル足らずの近距離に位置しているにもかかわらず、小中学校の児童生徒570名、地震発生と同時に迅速に避難し、津波から生き延びることができたということでもあります。このことから、積み重ねられてきた防災教育の取組が実を結び全員が大津波から難を逃れたということでもあります。高鍋町での地震対策として小中学校の防災教育の取組を聞かせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。町内4校につきましては、地震津波を想定した避難訓練を毎年継続して行っているほか、災害発生時の具体的な対応について、児童生徒が具体的に学ぶ機会を設定しております。また、各地で発生した災害に関する報道等があった場合は、朝の会などを活用しまして避難の仕方等を確認し、指導の徹底を図っているところでございます。また、昨年度は文部科学省より委託を受けまして学校安全事業にも取り組んでおります。東西中学校がモデル校となりまして、町内の防災士の方と連携した職員研修や学習会を行ったほか、実際に東日本大震災で被災し、避難所運営を経験されております宮城県仙台市在住の防災減災危機管理アドバイザーの方にお越しいただき、小学校6年生と中学生を対象に防災に関する講演会を実施しております。

この講演会は、自分の命は自分で守ることはもちろんでありますけども、自分たちが地域の一員として避難所を運営するなど、お互いに助け合うことの大切さを学ぶ非常によい機会となったというふうに感じております。今後もあらゆる教育活動の中で防災に関する正しい知識を学ぶ機会を設けてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 大震災について、民間企業施設との受援として、提携、協定についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。民間企業等との提携、協定についてでございますが、現時点で国、県、各地方公共団体及び民間企業との間で74の各種協定を締結しているところでございます御質問の民間企業施設等との受援体制として代表的なものを申し上げますと株式会社デイリーマーム、ママンマルシェ様との災害時における地域内輸送拠点

の提供等に関する協定、ホテル四季亭様、高鍋信用金庫様、株式会社南薩食鳥様との災害時における避難所等施設利用に関する協定などがございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 多くの受援施設を聞かせていただきましたが、町民の方の周知というのはどういうふうに知らせてあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午後 1 時43分休憩

.....

午後 1 時43分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。避難所、それから緊急避難場所等の情報につきましては全世帯にハザードマップを配布しておりますので、ハザードマップ等の中にそういった情報を盛り込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 防災無線スピーカーがそれで設置してあると思いますけれど、何台設置してあるかお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。防災行政無線スピーカーについてでございますが、町内 40 か所に設置をしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 防災放送は、生命・安全を守るために必要な緊急情報を伝える手段ではありますが、エリアごとに聞き取りがしっかりできているかについてお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。防災行政無線放送につきましては、議員のおっしゃるとおり生命・安全を守るための緊急情報等を伝達する手段でございますが、依然として風雨等によって放送が聞こえにくい地域があることについては承知をしております。これまで調査を行った上で、屋外拡声子局の増設、スピーカーの方向調整やスピーカーの取替えなどを行い、難聴地区の解消を進めてまいりましたが、現在は防災行政無線放送を聞くことが困難と認められる地域にお住まいの方に対しましては、戸別受信機を無料で貸し出しをしているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 戸別受信機については、屋内での聞き取りしかできないということとであります。それについて「天使の声」ということでお聞きになったと思いますが、相当の人命を救われた女性がおります。そういう形で、いかに防災無線が大切かということをお聞きの思いますので、ぜひその調査もお願いをしたいと思っております。

先日、地区で防災無線が聞こえるかという話をしました。ほとんど聞こえていないと、声が聞き取れないということでしたので、ぜひ調査を行ってお願いをしたいと思っております。

続きまして、自治公民館の負担軽減についてということでお聞きしたいと思っております。

自治公民館、加入数は何%ぐらいあるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

令和5年4月1日現在、全世帯数8,682世帯、地区加入世帯数5,871世帯、自治公民館加入率は67.6%でございます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 地区加入向上の支援について聞かせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。社会教育課では、自治公民館への加入促進チラシを作成しておりますので、要望があった公民館に必要な部数をお渡ししております。以上でございます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 通告しておりませんので答弁は要りませんが、地区加入については地区によっては役員の引き受けもままならない状況にあります。また、道路愛護の不参加、ごみ処理の問題、お知らせたかなべの配布、地区費の納入、活動費が徴収できません。地区での呼びかけは必要であります、行政からの加入呼びかけをしていただきたいと思います。この件にもついて、お知らせたかなべの中に、日曜在宅医があります。配達受けるのが木曜日であります。そして金曜日に配達ということですが、なかなかお知らせたかなべで知らせることができない場面も出てきておりますので、これについても検討していただきたいと思います。

続きまして、ヤンバルトサカヤスデについてお聞きしたいと思っております。

防除について聞かせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。防除についてでございますが、沿道等におきますヤンバルトサカヤスデの防除につきましては、町民生活課所属の環境保全作業員により巡回点検や除草、薬剤散布等の防除作業を行っております。

また、現在発生が確認されている地区において防除作業を行う際には、対象地区へ駆除剤を配付しております。そのほか、発生確認地区内の私有地で所有者等が行います防除作

業につきましては、駆除剤や防除用シートの購入費助成を行っておるところでございます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 今、説明がありましたが、先日一緒に調査をさせていただきました。その中で多く発生地区については家に60匹侵入したということでありまして、それをティッシュで取ったということでもあります。

5年前ぐらいに発生地区で私もそのとき役員をさせていただいておりましたので、役場と議員の方と話し合いをさせていただきましたが、それについてほとんど虫を止めると、害虫を止めるということができていないのかなというふうに思います。気候によって出る、出らんはあったかもしれませんが、一斉防除というのが必要になってくると思います。と言いますのは、除草作業、とにかくさっき申しましたように側溝の整備をすると、大きな側溝にはほとんど発生がないのかなと私が見る感じではそういうふうに受け取りました。

行政側だけの問題じゃないと思いますが、地区の公民館長なり、そういう中で応援して一斉防除をするということで除草を行う、除草剤を使う、そういう形で薬剤散布を行う、そして散布については動力の散布機を使う、葉っぱの上からかけてもほとんど効果はないと私は思っておりますので、ぜひ、そういう一斉防除をとるということをやったらいいのではないかと思います。例えば、現在は上地区、上の大地がほとんど出ておりますが、町への侵入も十分考えられます。そうした場合も防除というのも大変かなと思いますので、ぜひそういう形で散布の防除体制をとっていただきたいと思います。

続きまして、薬剤試験について聞かせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。ヤンバルトサカヤスデの防除用薬剤の支給につきましては、発生確認地区での防除作業に使用していただくことを目的といたしまして、対象地区へ配付しておるところでございます。各対象地区に対しては、年度始めに公民館長へ駆除剤の配付についてのお知らせを行いまして、依頼のあった地区へ配付を行っておるところでございます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 分かりました。それで、散布について徹底散布、効果の散布ということではさっき申しましたように、除草作業を行うと、そして雑草の下の害虫まで処分するというような形でありますので、薬代の経費も相当行政のほうで負担となると思いますので、ぜひそういう形でお願いして、本日の一般質問を終了させていただきます。

○議長（永友 良和） これで、森崎英明議員の一般質問終わります。

ここでしばらく休憩いたします。2時より再開いたします。

午後1時53分休憩

.....

午後2時01分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第 1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、1 番、日高正則議員の質問を許します。

○1 番（日高 正則君） 1 番、日高正則でございます。本日、傍聴に来られました皆様にはお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従ってお聞きしていきたいと思います。高鍋町の住民基本台帳に基づく 2022 年 1 月 1 日における高鍋町の総人口は、1 万 9,978 人、男性が 9,486 人、女性が 1 万 492 人となっています。そのうち 65 歳以上の高齢者は 33.4% を占め、人口の 3.0 人に 1 人が 65 歳以上、6.0 人に 1 人が 75 歳以上であります。

道路愛護事業等で町民の方々が町道の草刈り及び側溝の泥上げ作業を行っていますが、今後、高齢化に伴い町道の維持管理が難しくなってくると思いますが、町長はどのように認識されておりますか。また、どのような対策が必要だと思っておられるかお伺いします。

次に、総務省が 5 年ごとに行っている住宅・土地統計調査によると、2018 年の宮崎県内の住宅総数は 54 万 6,400 戸で、空き家率は 15.4%、8 万 4,200 戸と全国平均 13.6% を上回り、過去最高でした。少子高齢化により空き家件数は年々増加しております。空き家問題も深刻な社会問題になっており、その対策が急がれています。老朽化や生活様式の変化に対応できていない等の理由から、移住その他の使用がされていない空き家が増加しています。今後、適切に管理されない空き家においては、倒壊や外壁材等の飛散など安全面の低下、草木が生い茂るなど公衆衛生面の悪化、景観の阻害、防犯等の問題が生じ、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、町長の空き家対策についての認識をお伺いします。

壇上から以上の質問をさせていただき、道路の維持管理についての中から②から④、空き家対策についての中から、②から⑤は発言者席から質問をさせていただきます。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

まず、町道の維持管理についてでございますが、住民との協働によるまちづくりに向けて住みよいまちづくりを推進するため、道路愛護報償金制度を活用し、自治公民館による草刈り等の道路清掃活動を行っていただいております。

議員のおっしゃるとおり、高齢化に伴う参加人数が減少していると聞いておりますので、自治公民館で草刈りができない部分については、会計年度任用職員による草刈りや、建設業者等に発注して維持管理を行うなどの対策が必要だと考えております。

次に、空き家対策の認識についてでございますが、人口の減少、高齢化の進展などに伴い空き家等が増加している現状があります。適切な管理が行われず、放置された老朽危険空き家等は周辺環境に多大な悪影響を及ぼすことになります。町といたしましては空き家等対策審議会で廃屋などを特定空き家等として認定し、適切に管理していくことが重要だと考えております。

○議長（永友 良和） 1 番、日高正則議員。

○1 番（日高 正則君） 1 番。今、町長からの答弁を聞き、維持管理が難しいことは会計任用職員による草刈り、建設業者等に発注して維持管理を行うということですので、今後の対策を力強くお願いをしたいと思います。

それから、次に、空き家問題についてでございますけれども、今、町長の答弁をいただきまして、空き家対策も空き家等が増加しておりまして、放置された空き家等の周辺に及ぼす悪影響を認識をされておりますので、今後、適切な管理支援をお願いをしたいというふうに思います。

次に、令和2年度から令和4年度の町道の草刈り及び伐採の件数、金額についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。町道、里道等の伐採等手数料で業者に伐採していただいた件数と金額でございますが、令和2年度が10件で227万8,540円、令和3年度が11件で271万1,732円、令和4年度が14件の410万5,277円でございます。

○議長（永友 良和） 1 番、日高正則議員。

○1 番（日高 正則君） 1 番。今、課長のほうからの答弁によりますと、件数の増加により伐採等手数料の金額も増加しております。増加している理由として、地区ごとの住民の方々の共同作業が減少していること、道路の草刈り、樹木伐採の要望が増加していると、私はそういうふうに認識をいたしました。

次に、道路愛護事業の内容と、令和2年度から令和4年度の実績金額をお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。高鍋町道路愛護報奨金事業につきましては、主に自治公民館単位で草刈りや土砂上げなどを実施した際に、作業従事者1名当たり200円と距離10メートル当たり20円を乗じた額を、年3回を限度に支払うものでございます。

実績につきましては、令和2年度が公民館数が33件、延べ75件で、135万3,540円、令和3年度公民館数30件、延べ68件で123万600円、令和4年度が公民館数33件、延べ75件で132万6,580円となっております。

○議長（永友 良和） 1 番、日高正則議員。

○1 番（日高 正則君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。それで、高鍋町には84の公民館があると思います。課長の答弁によりますと、高鍋町道路愛護報奨金事業を利用している公民館は、単純に割ってみますと39%ということになります。そうしますと、約6割の地区が利用されていないというふうに思われます。もろもろの理由があると思いますが、啓発活動も必要かなと思っておるわけでございます。

こういう道路愛護事業を84公民館がしてもらうのが一番いいんですけど、そういうこ

とで啓発活動をよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、新富町の事業内容を申しますと、事業名は公共施設維持管理業務委託であります。

業務内容は1つ目は、町における道路の草刈り、簡易な整備、補修、清掃。

2つ目は、公益住宅の簡易な補修。

3つ目、住民の生活環境整備。

4つ目、前各号に掲げる業務の記録。

5つ目、その他、新富町が指示する事項、使用物件は新富町が町有の軽貨物自動車、二トンドンプ、グレーダー、普通ボンゴ、草刈り用トラクター、軽作業工具類等を委託業務に使用させているということで、新富町は委託業者に頼んで、今、言ったような草刈りやいろいろな、側溝の泥上げとか一年中行っておるわけです。私も調べましたが金額は、新富町の金額を言うわけにはいきませんが、そういうことで常に新富町の道路が、町道の道路が草がぼうぼうになったり、そういうことで道幅が狭くなったところはほとんどないわけですね。でも、こういう委託業者にもう一年中させておられるようですので、町道の環境が非常にいいというふうに私は思っています。

そして、私は8月4日に川南町役場の建設課に伺って、町道の草刈り等をどのように対応されておるのかお聞きしました。

内容としましては、会計任用職員4名でハンマーナイフモアというトラクター2台を購入して、町道の草刈り等を行っているとのことで、そして川南町の町道の長さが450キロあるということでございます。この機械を導入して順調に仕事が進んでいるとのことであります。この建設課の課長補佐が自信満々で私に語りかけるわけでございます。そして、付け加えますけど、都農町役場も川南町建設課に視察に来ておるということでございます。やはり、どこの町も同じ悩みを持っておるんだなというふうに私は思っております。

そこで、提案であります。高鍋町としても今、述べましたような機械を導入して町道の維持管理を行ってもらいたいと思いますが、今後、高齢化も増加しておりますので、道路愛護事業も難しくなってくると思います。今後、町道の維持管理の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。川南や新富のような機械を使ってやるのも大変いいことだと思いますが、維持管理とそれとリースを比べたりして、どちらが有効になるかというのを今後、検討していきたいと思います。

先ほど町長も答弁しましたとおり、高齢化に伴う参加人数が減少していると聞いておりますが、自治公民館での草刈り、そういうのができない部分につきましては会計年度任用職員による草刈りや、建設業者等に発注して維持管理を行うなどの対策をしていくことが必要だと考えております。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 今、課長が無難な答弁をされたと思うんですけど、私は先ほど説

明した機械は、これは建設管理課はもとより、農業政策課でも農村公園とかその草刈り、それから社会教育課でも高鍋湿原等の草刈りに活用できる機械であると思います。したがって、この機械を導入した場合、一年中稼働するということでございますので、町長、ぜひ一つ検討をお願いしたいというふうに思います。

私もずっと町民から言われるんですけど、今の季節、7月、8月、9月、非常に暑くて雨も多いし、草が道路の左右に追い茂って道幅が狭くなっております。非常に、通行に、交通事故等も起こりやすくなりますので、そういう町民の意見もありますので、町長、一つ今後、予算編成もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、以前の一般質問の建設課長の答弁によりますと、平成31年度から対策計画に基づきまして、役場内の検討委員会並びに条例の制定、それから空き家対策の協議会等を随時開催したいと考えております、とのことでした。

令和2年5月に、空き家対策計画が作成されておりますが、空き家対策計画の現状と効果についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。空き家等対策の推進に関する特別措置法におきまして、空き家等の所有者または管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとする。と規定されておまして、適切に管理されていない空き家の近隣から要請があった場合、所有者に空き家の適切な管理のお願いの文書を発送しているところでございます。文書発送によりまして、樹木伐採や家屋等の補修、空き家バンクへの登録が行われておりますので、計画策定の効果が現れてきていると考えております。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。課長の今答弁によりますと、空き家対策計画が作成されてからは、所有者に対し文書送付することによって、樹木伐採、家屋等の補修、空き家バンクの登録が増加しているというふうに述べられました。私もそういうふうに認識いたしました。

次に、高鍋町は2021年2月に、宮崎県宅地建物取引業協会と連携協定を締結、同協会の不動産会社の協力を得て、高鍋町の空き家バンクに登録する情報を専門知識やプロのノウハウを用いて従事されていると思っておりますが、高鍋町空き家バンクの取組についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。高鍋町空き家バンクの取組についてでございますが、町内の空き家を有効活用し、移住・定住の促進や地域活性化を図ることを目的とし、令和3年度から事業を開始しております。

事業開始から現在までに、17件の物件が登録され、そのうち6件の売買が成約されております。また、2件は町外の方が購入をされ、移住につながっているところでござい

す。

なお、空き家の情報につきましては、高鍋町移住・定住のススメ自分日和サイトや、県の移住関連情報サイトに発信をしているところでございます。

○議長（永友 良和） 1 番、日高正則議員。

○1 番（日高 正則君） 1 番。今、課長のほうから答弁をしていただきました。私は、この7月4日の、BS7チャンネルテレビ東京の午後10時から1時間番組で、ガイアの夜明けという番組で北海道の清水町が無印良品という会社と協力を得て空き家対策をしている放送がありました。

内容は、新築住宅を購入すると2,000万円から3,000万円の費用が必要であります。ここ辺の、こちらの新築住宅もそういうふうな金額であると思いますが、無印良品が行政と一緒にやっていらっしゃるんですけど、空き家をリノベーションすると600万円から800万円の費用で、そういう金額で抑えることができるということでございます。それにより空き家を有効活用することができ、移住者も増加しているとの放送内容でした。このように、専門知識やプロのノウハウを活用していくことも必要ではないかと考えております。

放送ですから、いい部分だけしか放送せんかったと思うんですけど、そういうことで、やっぱり行政もそういうふうな民間会社と取組をやっていい方向に持っていっているということで、空き家対策が少しずつ前に進んでおるという放送になったわけですけど、一つ、そういうことも参考にさせていただきたいというふうに思います。

次に、令和5年8月1日の宮崎日日新聞に、「木城町の空き家流通促進へ補助金、リフォーム支援など5種類」という記事が掲載されております。

木城町は、空き家の流通を促そうと新たな補助金を設け、不動産登記やリフォーム、リノベーションの支援など5種類あり、上限10万円から100万円、町の空き家バンクの物件登録者と同バンク利用者が対象者へは、所有権保存登記や相続登記にかかる費用上限20万円、空き家売買で仲介業者に払う手数料同10万円を支援、利用者には空き家のリフォーム、リノベーション費用同100万円、新たに住宅などを建てるための空き家解体費用100万円を支援する。この2つは、町の住宅取得奨励金との併用が可能という、家財道具などの片付け費用同10万円の支援を用意したということで、全国的に空き家が増え続ける中、空き家を移住、定住の受皿などとして利用することが狙い。まちづくり推進課は、空き家所有者らが困っている部分を事業化したということで、5つのメニューをそろえる自治体は県内ではないのではないかということで書いてあったんですけど。そこで伺いますけど、高鍋町空き家支援はどのような内容があるのか伺います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。本町の空き家支援についてでございますが、空き家バンクに登録をされております物件のリフォーム費用の一部、これは上限100万円でございます。それと、家財道具の撤去費用の一部、これは上限20万円以上

を助成しております。

○議長（永友 良和） 1 番、日高正則議員。

○1 番（日高 正則君） 1 番。今、課長のほうから答弁をいただきましたが、2 つ種類が、木城は5 つなんですけど。リフォームの費用と家財道具の撤去費用の助成であるとのことでありまして、木城町は5 つの支援を用意しております。移住定住へとつながる取組をしております。財政上の問題もあると思いますが、支援の種類を増やしていただき、空き家流通の促進を図っていただきたいというふうをお願いしたいというふうに思います。

次に、今後の空き家対策の進め方で、私は次のようなことも考えられると思います。

1 つ目、活用困難な空き家の除去等の取組を加速化、円滑化する。

2 つ目、空き家をなるべく早い段階で活用するため、所有者の判断を迅速化する取組を進める。

そこで、今後の空き家対策の進め方について伺います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。建設管理課関係につきまして、引き続き所有者への空き家の適切な管理をお願いするとともに、空き家等対策審議会で廃屋などを特定空き家等として認定を行い、特定空き家等と認定されれば行政指導や行政処分を進めたいと考えております。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。地域政策課関係部分についてお答えいたします。空き家バンクの登録物件数を増やすこと、こちらが必要であろうかと考えております。また、空き家の購入や移住を検討されていらっしゃる方へ情報がより行き届くように、全国規模の空き家バンクの情報サイトや、移住関連情報サイトなどにも情報を展開し、さらに空き家を活用した移住、定住促進に取り組みたいと考えます。

以上です。

○議長（永友 良和） 1 番、日高正則議員。

○1 番（日高 正則君） 今、答弁をいただきました。建設管理課長のおっしゃるとおり、空き家の所有者への適切な管理のお願いが重要であり、特定空き家等の認定、認定後の迅速な指導、行政処分も必要であろうかと思います。

地域政策課長の答弁にありました、空き家に関する情報発信が空き家の有効活用、今後の移住定住の促進につながると思いますので、まずは空き家バンクを知ってもらうことが初めの一歩だと思います。情報サイト以外でも情報が伝わる方法も検討をしていただきたいと思います。要するに、建設管理課と地域政策課の連携を密にとっていただき、空き家対策を円滑に進めていただきますようお願いいたしまして、1 番、日高正則、一般質問を終わります。

○議長（永友 良和） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

○議長（永友 良和） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、田中義基議員からの一般質問は12日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

午後2時29分延会
